合 併 に 係 る 法 定 備 置 書 類

〔商法第４０８条ノ２および保険業法第１６５条の２〕

備置期間：２００１年6月８日から２００２年１０月１日まで

安田火災海上保険株式会社

大成火災海上保険株式会社

日産火災海上保険株式会社

第一ライフ損害保険株式会社

目　　次

頁

１．株式会社損害保険ジャパンの合併の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２．安田火災海上保険株式会社および第一ライフ損害保険株式会社の合併・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１．　株式会社損害保険ジャパンの合併の概要

この資料（２～４頁）は、平成１３年５月１８日、合併予定の当事会社が報道機関、東京証券取引所を通じて公表した文書です。この資料自体は法定の備置書類ではありませんが、利害関係者の皆さまに本件合併計画の全容を分かり易くご理解頂くため、参考としてここに掲載するものです。

参　考

株式会社損害保険ジャパンの合併の概要

（平成１３年5月１８日 公表）

****

既にその要旨を公表しましたように、「株式会社損害保険ジャパン」の発足に向けて大成火災、日産火災、安田火災の３社合併契約書を本年４月２５日に締結し、第一ライフ損保、安田火災の２社合併契約書を５月７日に締結しました。
また本日５月１８日、別掲のとおり、合併時の役員体制を内定する３社合併契約の変更書を締結しましたので、これをもって合併新会社「株式会社損害保険ジャパン」に係わる所期の合併契約書すべての締結を完了しました。

３社合併契約書と２社合併契約書の法的関係は、その両契約が合意に至った経緯等に基づき、互いに他方の契約を認知しつつも別個独立して締結される形態としており、今後の手続に関しても、並行的なスケジュールの下でそれぞれにおいて遂行されます。

以上の進捗状況から、両契約の遂行により当事会社合計４社が結集する姿を取りまとめ、あらためて「株式会社損害保険ジャパン」合併の概要としてご案内します。

****

１．合併の方式

両合併とも、存続会社を安田火災とし、大成火災および日産火災ならびに第一ライフ損保は解散します。

２．合併期日

両合併とも、合併期日を平成１４年４月１日とします。

３．商号

合併期日をもって、新商号を「株式会社損害保険ジャパン」（通称：損保ジャパン、英文表記：Sompo Japan Insurance Inc.）とします。
手続としては、存続会社 安田火災の商号を変更します。

４．本店所在地

東京都新宿区西新宿一丁目２６番１号（現安田火災の本店所在地）とします。

５．合併比率等

会社名	安田火災	日産火災	大成火災
合併比率	1	０.７	０.５

会社名	安田火災	第一ライフ損保
合併比率	1	０.１６（株式額面金額５０円換算）

（1）株式の割当比率

日産火災、大成火災の額面普通株式１株に対して、安田火災の額面普通株式０.７株、０.５株をそれぞれ割当交付します。
第一ライフ損保の額面普通株式１株（額面金額５万円）に対して、安田火災の額面普通株式１６０株を割当交付します。

（2）合併比率の算定

合併比率につきましては、当事会社株主にとっての公正性・妥当性を確保する観点から、それぞれが第三者機関（安田火災：ゴールドマン・サックス証券会社、日産火災：Ｊ.Ｐ.モルガン証券会社、大成火災：メリルリンチ日本証券株式会社、第一ライフ損保：株式会社日本興業銀行）に企業価値算定を依頼し、その算定結果を参考に各契約の当事会社間で慎重に協議を行って決定したものです。

（3）第一ライフ損保の減資等

第一ライフ損保は、安田火災との合併に先立ち、平成１２年度決算処理により累積損失を一掃し、さらに、予め資本の部を安田火災に承継する保険契約保有額に見合った適切な水準に調整するため、来年３月頃の実施を目処とする有償減資を行います。
その結果、合併時の資本金は３０億円に、発行済株式総数は５万株（平成１３年３月３１日現在それぞれ３００億円、５０万株）になり、資本金および資本準備金の合計額はおよそ５０億円となります。第一ライフ損保と安田火災との合併比率につきましては、これを勘案して決定しています。

（4）合併による新株式発行数

大成火災、日産火災、安田火災の合併に伴う大成火災および日産火災株主への新株割当により、存続会社 安田火災の発行済株式総数（現在８８８百万株）は、２１８百万株増加します。
第一ライフ損保、安田火災の合併に伴う第一ライフ損保株主への新株割当により、存続会社 安田火災の発行済株式総数は、８百万株増加します。
その結果、新商号「株式会社損害保険ジャパン」の下、合併時における最終的な発行済株式総数は、合計１,１１４百万株となり、現安田火災の発行済株式総数が２２６百万株（約２５％相当）増加することとなります。

６．資本金

両合併により、株式会社損害保険ジャパンの資本金は１,０００億円となります。
合併当事会社の現在の資本金額は次のとおりであり、存続会社において増加する資本金は、４１５億円（大成火災、日産火災、安田火災の合併による３８５億円、第一ライフ損保、安田火災の合併による３０億円の合計額）となります。

・大成火災　　１００億円
・日産火災　　２１４億円
・第一ライフ損保　３０億円（前記５(３)の減資を経た、合併時点での予定資本金額）
・安田火災　　５８４億円（両合併の存続会社）

７．合併交付金

合併新会社 株式会社損害保険ジャパンは、合併期日前日の大成火災、日産火災の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して、大成火災の株式１株につき６円５０銭、日産火災の株式１株につき７円の合併交付金を、平成１３年度の利益配当金に代えて平成１４年６月開催予定の定時株主総会後に支払います。
また同じく、第一ライフ損保の株主に対して、第一ライフ損保の平成１３年度決算における当期未処分利益額を、平成１３年度の利益配当金に代えて支払います。

８．役員体制

（１）社長、取締役・監査役就任予定者

合併新会社 株式会社損害保険ジャパン発足時の代表取締役社長には、現安田火災の代表取締役社長 平野浩志の就任を内定しています。また、現大成火災の代表取締役社長 小澤一郎、現日産火災の代表取締役社長 佐藤隆太郎は、ともに合併新会社の取締役相談役への就任を内定しています。
その他の合併新会社の取締役および監査役就任予定者につきましては、本日公表したとおりです。なお、合併新会社の取締役および監査役に就任する第一ライフ損保の取締役および監査役はいません。

（２）取締役数と任期、執行役員制度

株式会社損害保険ジャパン発足時の取締役人数は２０名とし（現時点の大成火災、日産火災、安田火災３社の取締役数合計：４８名）、任期は１期１年（ただし、新会社発足時の取締役の任期は合併期日後最初の定時株主総会まで）とします。
また、事業戦略の迅速かつ的確な遂行のため、執行役員制度を十分に活用します。

９．合併承認総会

当事会社４社は、本年６月２８日開催予定の定時株主総会において、それぞれ所要の承認決議を求めます。

以　上

注１）この文書においては、合併契約当事会社の会社名を次のように略記しています。

・大成火災海上保険株式会社（コード番号 8765、東証１部）:「大成火災」
・日産火災海上保険株式会社（コード番号 8756、東証１部）:「日産火災」
・第一ライフ損害保険株式会社 :「第一ライフ損保」
・安田火災海上保険株式会社（コード番号 8755、東証１部）:「安田火災」

注２）合併契約個々の概要および合併準備の進捗状況については、公表文書「大成火災、日産火災、安田火災の合併契約締結に関するお知らせ（平成１３年４月２５日）」および「安田火災、第一ライフ損保の合併契約締結についてのお知らせ（平成１３年５月７日）」に、また合併新会社の事業戦略・経営目標指標等については、公表文書「大成火災、日産火災、安田火災の合併について（２０００年１２月１４日）」に、別途詳しく記載しています。

注３）この文書は、米国における証券の購入の勧誘または募集勧誘ではありません。
米国１９３３年証券法およびその改正法に基づく、証券の登録もしくは登録免除の適用なくして、米国内において証券の募集または販売を行うことは許されません。

２．安田火災海上保険株式会社および第一ライフ損害保険株式会社の合併

安田火災海上保険株式会社

第一ライフ損害保険株式会社

＜１＞合併契約書

合 併 契 約 書

安田火災海上保険株式会社

第一ライフ損害保険株式会社

合 併 契 約 書

安田火災海上保険株式会社（以下「甲」という。）および第一ライフ損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲および乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

（合併期日）

第２条　合併期日は、平成 14 年 4 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要その他の事由により、甲乙協議のうえ、この期日を変更することができる。

（乙の減資等）

第３条　乙は、合併に先立ち、資本準備金のうち 58 億 5 千万円を資本金に組み入れた後、平成 14 年 3 月 15 日までに、発行済株式総数 500,000 株を 450,000 株減少して 50,000 株とし、組入れ後の資本金 358 億 5 千万円を 328 億 5 千万円減じて 30 億円とする。この資本減少は、すべての発行済株式（１株の額面金額 50,000 円）について、10 株に対し 9 株の割合により１株あたり 73,000 円で買い入れ、強制有償消却する方法により行う。

２　乙は、前項の資本減少につき重大な変更が生じたときは、甲に対しその内容を通知する。

（合併新株式の発行および割当）

第４条　甲は、合併に際し、合併期日前日の最終の乙の株主名簿に記載された株主が所有する株式数の合計に 160 を乗じた数の額面普通株式（１株の額面金額 50 円）を発行する。

２　甲は、前項の株式を、合併期日前日の最終の乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の額面普通株式（１株の額面金額 50,000 円）１株につき甲の株式 160 株の割合をもって割当交付する。

３　第１項に基づき発行される甲の株式に対する利益配当金の計算は、合併期日を起算日とする。

（増加すべき資本金および準備金等）

第５条　甲が合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金および任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。ただし、合併期日における乙の資産または負債の状況等により、甲乙協議のうえ、この額を変更することができる。

(1) 資本金
3,000,000,000 円。

(2) 資本準備金
商法第 288 条ノ 2 第 1 項第 5 号の超過額から本条第 3 号および第 4 号の額を控除した額

(3) 利益準備金
合併期日における乙の利益準備金の額

(4) 任意積立金その他の留保利益の額
合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の額。ただし、積み立てるべき科目および金額は、甲が決定する。

（合併承認総会）

第６条　甲および乙は、平成 13 年 6 月 28 日に開催するそれぞれの定時株主総会（以下「合併承認総会」という。）において本契約書の承認および合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、この期日を変更することができる。

（利益配当の額）

第７条　甲は、平成 13 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの期間の利益配当金を、１株当たり 7 円、総額 65 億円を限度として支払うことができる。

（会社財産の引継）

第８条　乙は、平成 13 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務一切を、合併期日において甲に引き継ぎ、甲はこれらを承継する。

２　乙は、平成 13 年 4 月 1 日から合併期日までの期間における資産、負債および権利義務の変更について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

（合併交付金）

第９条　甲は、合併期日前日の最終の乙の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの期間の乙における利益配当金に代わる合併交付金を、平成 14 年 6 月に開催される予定の甲の定時株主総会後遅滞なく支払う。

２　前項の合併交付金の金額は、乙の株式１株につき、当該期間の乙の当期未処分利益の全額を合併期日前日の乙の株式数により除した金額（１円未満の金額は切り捨てるものとする。）とする。ただし、合併期日前日における乙の資産、負債の状況その他経済情勢の変化に応じ、甲乙協議のうえ、この金額を変更することができる。

（合併期日後最初の定時株主総会）

第１０条　第４条第２項の規定に基づき甲の株式の割当を受けた議決権を行使しうる株主は、平成 14 年 6 月に開催される予定の甲の定時株主総会において議決権を行使することができる。その議決権の数は、同項の規定に基づき割り当てられる甲の株式の数により定める。

（合併に際して就任する取締役および監査役）

第１１条　乙の取締役または監査役は、合併に際して新たに甲の取締役または監査役に就任しないものとし、これらの者に対する退職慰労金は、乙の合併承認総会の決議により、合併期日前日までに乙が支払う。

（善管注意義務）

第１２条　甲および乙は、本契約締結の日から合併期日までの間において、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務執行および財産の管理を行い、その資産、負債、その他権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを実行する。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、大成火災海上保険株式会社（以下「丙」という。）および日産火災海上保険株式会社（以下「丁」という。）との間において締結した合併契約書（別紙）

に基づく合併を行うことができる。この場合において、甲および乙は、当該契約書に基づく合併が実行されるか否かにかかわらず、本契約書に基づき甲乙の合併を行う。

（合併条件の変更等）

第１３条　本契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の業務または財産の状況に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第１４条　本契約は、次に掲げる場合にその効力を失う。

(1) 甲または乙の合併承認総会において本契約についての必要な承認が得られない場合

(2) 本契約についての必要な法令に基づく関係官庁等の認可その他これに準ずる行政行為が得られない場合

(3) 保険業法第 166 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 4 項の規定に基づき甲または乙の合併承認総会における本契約についての必要な決議がその効力を失った場合

（本契約に定めのない事項）

第１５条　甲および乙は、本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項につき、本契約の趣旨にしたがって協議のうえこれを決定する。

本契約を締結した証として本書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各１通を保有する。

平成１３年５月７日

甲　東京都新宿区西新宿一丁目２６番１号
安田火災海上保険株式会社
代表取締役社長　平野浩志

乙　東京都千代田区平河町一丁目２番１０号
第一ライフ損害保険株式会社
代表取締役社長　篠原　健

（別紙）

安田火災海上保険株式会社、大成火災海上保険株式会社および
日産火災海上保険株式会社の合併契約書

安田火災海上保険株式会社（以下「甲」という。）、大成火災海上保険株式会社（以下「乙」という。）および日産火災海上保険株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲、乙および丙は合併して、法手続上、甲は存続し、乙および丙は解散する。

（合併期日）

第２条　合併期日は、平成 14 年 4 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要その他の事由により、甲乙丙協議のうえ、この期日を変更することができる。

（定款の変更）

第３条　甲は、合併により、その定款を別紙１のとおり変更する。なお、その効力は、定款第５条および第６条については合併の日（合併登記の日）より、それ以外については合併期日より生じる。

（合併新株式の発行および割当）

第４条　甲は、合併に際し、合併期日前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）が所有する株式数の合計に 0.5 を乗じた数および合併期日前日の最終の丙の株主名簿に記載された株主が所有する株式数の合計に 0.7 を乗じた数を合計した数の額面普通株式（１株の額面金額 50 円）を発行する。

２　甲は、前項の株式を、合併期日前日の最終の乙および丙それぞれの株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の額面普通株式（１株の額面金額 50 円）１株につき甲の株式 0.5 株、その所有する丙の額面普通株式（１株の額面金額 50 円）１株につき甲の株式 0.7 株の割合をもってそれぞれ割当交付する。ただし、割当の際に生じる１株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対して、その端数に応じて分配する。

３　第１項に基づき発行される甲の株式に対する利益配当金の計算は、合併期日を起算日とする。

（増加すべき資本金および準備金等）

第５条　甲が合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金および任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。ただし、合併期日における乙または丙の資産または負債の状況等により、甲乙丙協議のうえ、この額を変更することができる。

(1) 資本金

38,578,931,220 円。

ただし、丙の発行した転換社債につき平成 13 年 4 月 1 日から合併期日前日までの間に株式への転換がなされた場合は、転換により資本金に組み入れられる額を加算する。

(2) 資本準備金

商法第 288 条ノ 2 第 1 項第 5 号の超過額から本条第 3 号および第 4 号の額を控除した額

(3) 利益準備金
合併期日における乙および丙の利益準備金の額の合計額
(4) 任意積立金その他の留保利益の額
合併期日における乙および丙の任意積立金その他の留保利益の額の合計額を限度とし、その総額、積み立てるべき科目および科目別の額は、甲が乙および丙と協議のうえ、決定する。

（合併承認総会）
第６条　甲、乙および丙は、平成 13 年 6 月 28 日に開催するそれぞれの定時株主総会（以下「合併承認総会」という。）において本契約書の承認および合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙丙協議のうえ、この期日を変更することができる。

（取締役および使用人に対するストックオプション）
第７条　甲は、その取締役および使用人に対し譲渡するため、合併承認総会の承認を得て、52 万株を上限として、甲の額面普通株式（１株の額面金額 50 円）を取得することができる。

（利益配当の額）
第８条　甲、乙および丙は、平成 13 年 3 月 31 日の最終のそれぞれの株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの期間の利益配当金を支払うことができる。
(1) 甲においては、１株当たり 7 円、総額 65 億円
(2) 乙においては、１株当たり 6 円 50 銭、総額 6 億円
(3) 丙においては、１株当たり 7 円、総額 21 億円

（会社財産の引継）
第９条　乙および丙は、平成 13 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務一切を、合併期日において甲に引き継ぎ、甲はこれらを承継する。
２　甲は、前項のほか、丙の発行した転換社債に係る権利義務一切を、合併期日において承継する。この場合において、その転換価額は、合併期日以降、第４条第２項に定める割合に応じて調整された価額に変更される。
３　乙および丙は、平成 13 年 4 月 1 日から合併期日までの期間における資産、負債および権利義務の変更について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

（合併交付金）
第１０条　甲は、合併期日前日の最終の乙および丙それぞれの株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して、乙の株式１株につき 6 円 50 銭、丙の株式１株につき 7 円の合併交付金を、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの期間の利益配当金に代えて、平成 14 年 6 月に開催される予定の甲の定時株主総会後遅滞なく支払う。ただし、合併期日前日における乙または丙の資産、負債の状況その他経済情勢の変化に応じ、甲乙丙協議のうえ、この金額を変更することができる。

（合併期日後最初の定時株主総会）

第１１条　第４条第２項の規定に基づき甲の株式の割当を受けた議決権を行使しうる株主は、平成 14 年 6 月に開催される予定の甲の定時株主総会において議決権を行使することができる。その議決権の数は、同項の規定に基づき割り当てられる甲の株式の数により定める。

（合併に際して就任する取締役および監査役）

第１２条　合併に際して合併期日をもって新たに甲の取締役および監査役に就任する者は、平成 13 年 5 月 31 日までに、甲乙丙協議のうえ決定し、本契約の変更書をもって規定する。

（取締役および監査役の任期）

第１３条　合併前に甲の取締役に就任した者の任期は、合併期日後最初の定時株主総会が終結した時に終了する。

２　前条の規定に基づき新たに甲の取締役に就任する者は、増員のため選任されたものとし、その任期は、甲の定款第 18 条第 2 項の規定により他の在任取締役の任期終了と同時に終了する。

３　合併前に甲の監査役に就任した者および前条の規定に基づき新たに甲の監査役に就任する者の任期は、甲の定款第 30 条第 1 項の定めるところにより、いずれもその就任後 3 年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した時に終了する。

（取締役および監査役の退職慰労金等）

第１４条　乙または丙の取締役または監査役のうち、それぞれ甲の取締役または監査役に就任しない者（甲の執行役員に就任する者を除く。）に対する退職慰労金は、甲乙丙協議のうえ、それぞれ乙または丙の合併承認総会の決議により、合併期日前日までに乙または丙が支払う。

２　乙または丙の取締役または監査役のうち、それぞれ甲の取締役または監査役に就任する者に対する退職慰労金は、これらの者が将来甲の取締役または監査役を退任する際に、甲がこれらの者の乙または丙における在任期間を考慮してその額を計算し、甲の株主総会の決議により、甲が支払う。

３　乙または丙の取締役のうち、甲の取締役に就任しないで、甲の執行役員に就任する者に対する、合併期日前日までの乙または丙の取締役としての在任期間に対応する退職慰労金は、甲乙丙協議のうえ、それぞれ乙または丙の合併承認総会の決議により、当該者が将来甲の執行役員を退任した後（ただし、当該者が将来甲の取締役に就任した場合にあっては、それを退任した後）、甲が支払う。

４　乙または丙の取締役に対する、平成 13 年 4 月 1 日から合併期日前日までの事業年度に係る賞与金については、甲乙丙協議のうえ、平成 14 年 6 月に開催される予定の甲の定時株主総会の決議により支払う。

（従業員の処遇）

第１５条　甲は、合併期日において乙および丙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数については乙または丙における年数を通算し、その他の取扱いについては甲乙丙協議のうえ決定する。

（善管注意義務）

第１６条　甲、乙および丙は、本契約締結の日から合併期日までの間において、善良な管理者の

注意をもって、それぞれの業務執行および財産の管理を行い、その資産、負債または権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、あらかじめ甲乙丙協議のうえ、これを実行する。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、第一ライフ損害保険株式会社（以下「丁」という。）との間において別紙２を骨子とする合併契約書を締結し、これに基づく合併を実行することができる。この場合において、甲、乙および丙は、当該契約書が締結されるか否か、当該契約書に基づく合併が実行されるか否かにかかわらず、本契約書に基づき甲乙丙の合併を行う。

（解散費用）

第１７条　甲は、合併期日以降、乙および丙の解散のために支出すべき費用を負担する。

（合併条件の変更等）

第１８条　本契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により甲、乙または丙の業務または財産の状況に重大な変動が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第１９条　本契約は、次に掲げる場合にその効力を失う。

(1) 甲、乙または丙の合併承認総会において本契約についての必要な承認が得られない場合

(2) 本契約についての必要な法令に基づく関係官庁等の認可その他これに準ずる行政行為が得られない場合

(3) 保険業法第 166 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 4 項の規定により甲、乙または丙の合併承認総会における本契約についての必要な決議がその効力を失った場合

（本契約に定めのない事項）

第２０条　甲、乙および丙は、本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項につき、本契約の趣旨にしたがって協議のうえこれを決定する。

本契約を締結した証として本書３通を作成し、甲乙丙署名のうえ、各１通を保有する。

平成１３年４月２５日

甲　東京都新宿区西新宿一丁目２６番１号
安田火災海上保険株式会社
代表取締役社長　平　野　浩　志

乙　東京都千代田区九段北四丁目２番１号
大成火災海上保険株式会社
代表取締役社長　小　澤　一　郎

丙　東京都港区北青山二丁目９番５号
日産火災海上保険株式会社
代表取締役社長　佐　藤　隆太郎

（別紙１）

定款の変更（合併契約書第３条関連）

現　行　定　款	変　　更　　案
（商号） 第１条　当会社は、安田火災海上保険株式会社と称する。 ２　英文では、The Yasuda Fire and Marine Insurance Company, Limited と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社損害保険ジャパンと称する。 ２　英文では、Sompo Japan Insurance Inc.と表示する。
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、十六億二千万株とする。	（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、二十三億株とする。
（株式の消却） 第６条　（第１項および第２項　省略） ３　第一項により買い受けて消却することができる株式の総数は八千八百万株とする。	（株式の消却） 第６条　（第１項および第２項　省略） ３　第一項により買い受けて消却することができる株式の総数は一億一千一百万株とする。
（取締役の数） 第 16 条　当会社に、取締役三十五名以内を置く。	（取締役の数） 第 16 条　当会社に、取締役二十五名以内を置く。
（取締役の任期） 第 18 条　取締役の任期は、就任後二年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した時に終了する。 ２　（省略）	（取締役の任期） 第 18 条　取締役の任期は、就任後一年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した時に終了する。 ２　（省略）
（監査役の数） 第 28 条　当会社に、監査役五名以内を置く。	（監査役の数） 第 28 条　当会社に、監査役七名以内を置く。

（別紙２）

安田火災海上保険株式会社（以下「安田火災」という。）および
第一ライフ損害保険株式会社（以下「第一ライフ損保」という。）の
合併契約書の骨子

１．合併期日
平成 14 年 4 月 1 日とする。ただし、安田火災および第一ライフ損保は、協議のうえこの期日を変更することができる。

２．合併の方法
両社は合併し、安田火災が存続し、第一ライフ損保が解散する。

３．第一ライフ損保の減資
第一ライフ損保は、その株主総会の承認および関係当局の認可等を条件として、その資本準備金のうち58億5千万円を資本金に組み入れた後、平成14年3月15日までに、発行済株式総数500,000株を450,000株減少して50,000株とし、資本金358億5千万円を328億5千万円減じて30億円とする。この資本減少は、全発行済株式について、10株に対し9株の割合により１株あたり73,000円で買い入れ、強制有償消却する方法により行う。

４．合併新株式の発行および割当
安田火災は、合併に際し額面普通株式（１株の額面金額 50 円）800 万株を発行し、第一ライフ損保の株主に対し、その所有する第一ライフ損保の額面普通株式（１株の額面金額 50,000 円）１株につき安田火災株式 160 株の割合をもって割当交付する。

５．増加すべき資本金および準備金等
(1) 増加すべき資本金　　3,000,000,000 円
(2) 増加すべき資本準備金　合併差益の額から下記(3)および(4)の額を控除した額
(3) 増加すべき利益準備金　合併期日における第一ライフ損保の利益準備金の額
(4) 増加すべき任意積立金その他の留保利益の額　合併期日における第一ライフ損保の任意積立金その他の留保利益の額（ただし、積み立てるべき科目および額は安田火災が決定する。）

６．利益配当の額
安田火災は、平成 13 年 3 月 31 日の最終のその株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの期間の利益配当金を、１株当たり 7 円、総額 65 億円を限度として、支払うことができる。

７．合併交付金
合併期日前日の最終の第一ライフ損保の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して、第一ライフ損保の株式１株につき、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの期間における第一ライフ損保の当期未処分利益全額を第一ライフ損保の株式数により除した金額（１円未満の金額は切り捨てるものとする。）を、当該期間の利益配当金に代えて、合併

交付金として平成 14 年 6 月の安田火災の定時株主総会後遅滞なく支払う。ただし、安田火災および第一ライフ損保は、協議のうえこの金額を変更することができる。

８．合併に際して就任する取締役および監査役
本合併に際して新たに安田火災の取締役および監査役に就任する者はいない。

９．定款の変更
本合併に伴う定款の変更はない。

10．合併条件の変更等
安田火災および第一ライフ損保は、合併契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により安田火災または第一ライフ損保の業務または財産の状況に重大な変動が生じたときは、協議のうえ、合併条件を変更し、または合併契約を解除することができる。

以上

＜２＞合併比率決定理由書

（安田火災海上保険株式会社）

合併比率決定理由書

当社は、第一ライフ損害保険株式会社（以下「第一ライフ損保」といいます。）との平成 14 年 4 月 1 日を合併期日とする合併について、合併比率を以下のとおり決定しました。

1．　当社は、合併比率に関する協議に先立ち、ゴールドマン・サックス証券会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）を財務アドバイザーに任命し、第一ライフ損保との交渉、協議において参考とすべき合併比率の算定を依頼しました。
2．　当社および第一ライフ損保は、合併比率の決定に際し、それぞれ相手会社に対するデュー・ディリジェンスを行うとともに、市場株価、１株当たり純資産額等を勘案しながら協議を重ねました。また、ゴールドマン・サックスから、平成 13 年 5 月 1 日、合併比率に係る評価方法および当該時点における分析結果についての助言（注１）がなされました。
3．　これを参考に、第一ライフ損保と協議を行った結果、両社は、平成 13 年 5 月 1 日、第一ライフ損保株式（額面 50,000 円）１株に対し当社株式（額面 50 円）160 株（以下この比率を「本合併比率」といいます。）を割当交付すること等を規定する合併契約書を各社取締役会に付議し、そのうえで最終合意することとしました。
4．　当社は、平成 13 年 5 月 1 日開催の取締役会の決議を経て、同月 7 日、第一ライフ損保との間で上記合併契約書を締結し、本合併比率を決定しました。
5．　ゴールドマン・サックスは、本合併比率が平成 13 年 5 月 7 日現在において当社にとって財務的観点から公正である旨の意見書を提出しました（注１）（注２）。
6．　なお、第一ライフ損保につきましても、株式会社日本興業銀行より、平成 13 年 4 月 16 日付で合併比率算定書を受領しています。

注１．ゴールドマン・サックスが使用した評価方法および分析結果の概要は次のとおりである。

（１）両社が合併に向けた協議の開始を合意しその旨の発表を行った日の直前営業日である平成12年8月25日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値、ならびに同日を遡る１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の終値の平均に基づく合併比率は、当社１、第一ライフ損保163～178と算出された。また両社取締役会が合併契約書締結を決議した日の直前営業日である平成13年4月27日および両社が合併契約書を締結し合併比率を発表した日の直前営業日である平成13年5月2日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値、ならびに両日を遡る１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の終値の平均に基づく合併比率は、当社１、第一ライフ損保119～149と算出された。なお、非上場会社である第一ライフ損保については、合併契約書に規定されている減資計画および平成14年3月31日時点の予想貸借対照表に基づき修正を加えた１株当たり予想修正純資産価値を使用した。

（２）なお、ゴールドマン・サックスは、上記の評価・分析に当たって両社から提供を受け審査をした全ての財務に関する情報およびその他の情報を正確かつ完全なものとして使用した。

注２．ゴールドマン・サックスが意見書を提出するに当たり使用した前提と条件は、別添の意見書（写）に記載されている。

平成13年5月7日

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
安田火災海上保険株式会社取締役会御中

拝啓

貴社は、安田火災海上保険株式会社（以下「安田火災」という）と第一ライフ損害保険株式会社（以下「第一ライフ損保」という）（以下併せて「両社」という）間の平成13年5月7日付合併契約書（以下「合併契約書」という）に記載されている合併比率（以下に定義する）が、貴社にとって、財務的見地から公正であることについてゴールドマン・サックス証券会社（以下その関連会社を含めて「弊社」という）の意見書を提出するよう弊社に要請されました。合併契約書は、安田火災と第一ライフ損保が安田火災を存続会社として合併し、それに伴い、第一ライフ損保の額面50,000円の普通株式（以下「第一ライフ株式」という）1株に対し安田火災の額面50円の普通株式（以下「安田株式」という）160株（本書簡においてこの比率を「合併比率」という）が割り当てられることを含む合併及び合併に伴うその他の事項（以下「合併等」という）の条件を規定しています。なお、弊社が提出する意見書は、第一ライフ株式が売買されたと仮定した場合の価格について意見を述べるものではありません。

弊社は、その投資銀行業務の一環として、合併及び企業買収に関連して事業及び証券の評価に継続的に従事し、上場有価証券及び非上場有価証券の引き受け、競争入札、既発行有価証券の売り出し、私募並びに遺産、法人その他の目的のための評価を継続的に行っています。弊社は、平成6年7月に安田火災が発行した第3回無担保転換社債の引受及び平成12年5月に安田火災に対して提供した資本政策に関する財務アドバイス等の投資銀行サービスを通じ、安田火災について知っており、また、合併契約書の締結に至る交渉の一部に関与いたしました。弊社は、財務アドバイスと証券に関わるサービスを包括的に提供しており、また、通常の取引行為において、安田火災のデリバティブ証券を含む証券を自己の勘定又は顧客の勘定において随時取引し所有することがあります。

本書簡において意見を述べるに当たり、弊社は、平成12年8月28日付の第一生命保険相互会社と安田火災の包括業務提携に関する基本覚書（以下「基本覚書」という）、合併契約書、安田火災の平成11年度の有価証券報告書と平成12年度の半期報告書、第一ライフ損保の平成11年度の決算状況表、平成12年度及び平成13年度末の予想貸借対照表並びに減資計画、安田火災のマネージメントが作成した平成13年度から平成17年度における基本覚書に従った包括業務提携（以下「包括提携」という）による効果等を審査させていただきました。弊社はまた、安田火災のマネージメントと、合併等の戦略的な合理性及び予期される利益、更に安田火災の過去及び現在の事業、財務状況及び将来の見通しに関し、お話をさせていただきました。更に弊社は安田株式の市場価格とその取引状況と、第一ライフ損保の平成13年度末における1株当たり予想修正純資産価値を検討し、その他弊社が適切と思料する調査と分析を実施しました。

弊社は、弊社が審査させていただいた全ての財務に関する情報及びその他の情報の正確性及び完全性を前提とし、その正確性と完全性に依拠しています。弊社は、両社あるいはそれらの子会社、関連会社あるいはグループ会社（以下「関係会社等」という）の資産又は負債について独立した評価あるいは算定を行っておりません。貴社により弊社に提供され、お話を伺わせていただくことのできた範囲の包括提携による効果と貴社により弊社に提供

され、お話を伺わせていただくことのできた範囲の財務の予想数字に関しては、貴社の同意を得て、弊社はそれらの情報が、両社と合併後の会社の将来の財務的な業績について、両社あるいは貴社のマネージメントが現在入手できる最善の予測と判断を反映するように合理的に作成され、安田火災の将来予測と第一ライフ損保の財務予測及び包括提携による効果が、それらが想定している金額と時間で実現することを前提としました。弊社は、両社とその関係会社等に非開示の重要な債務が存在しない旨の両社の確認に依拠しています。弊社はまた、合併契約書の予定している取引は、日本において税務上非適格合併として扱われ、第一ライフ損保株主に対して課税される可能性がある取引であること及び合併契約書締結時点で有効である一般に公正妥当と認められた会計原則上はプーリング方式による会計処理が可能であるが、両社の合併時点において新たな企業結合に関する会計基準が施行された場合には、パーチェス方式により両社の合併の会計処理を行わなければならない可能性がある取引であることを貴社の同意を得て想定しております。弊社はまた、合併等の実行に必要なすべての政府、監督官庁その他による同意あるいは許認可が安田火災あるいは第一ライフ損保又は合併等が予期する利益に負の影響を与えることなく得られるものであることを前提としております。弊社はまた、安田火災が日産火災海上保険株式会社（以下「日産火災」という）と大成火災海上保険株式会社（以下「大成火災」という）との合併を平成13年4月25日付の合併契約書に基づき、安田火災と第一ライフ損保の合併と同時に行い、日産火災と大成火災の額面50円の普通株式1株に対して、安田火災の額面50円の普通株式をそれぞれ0.7株と0.5株を割当てる予定であることを認識しておりますが、安田火災、日産火災と大成火災の3社間の合併が成立するか否かということは安田火災と第一ライフ損保との合併が成立するか否かということには影響を及ぼさないことを前提としております。尚、弊社は安田火災との合併あるいは事業統合に関し、他の第三者の興味を打診することを依頼されたことはなく、またそのような打診を行っておりません。弊社のアドバイザリー・サービスと本書簡に記載された意見は、安田火災の取締役会が合併等を検討するに当たり情報を提供し支援する目的で提供されるものであり、かかる意見は安田火災の株主がかかる取引に関しどのように投票すべきかを推薦するものではありません。更に、本書簡は、弊社の書面による事前の同意なくして、他のいかなる目的のためにも使用、回覧、引用あるいはその他の方法により参照されるべきものではなく、その全部又は一部がいかなる文書にも添付されたり、その中に含まれたり、その中で参照されるべきものではありません。

弊社は、合併等の実行後に合併後の会社の普通株式が取引される価格について意見を述べるものではありません。

上記に基づき、また上記に記述した事項を前提とし、更に弊社が適切と思料するその他の事項に基づき、弊社は、合併比率がこの書簡の日付現在において貴社にとって財務的観点から公正であると考えます。

敬具

ゴールドマン・サックス証券会社
東京支店長　投資銀行部門統括
マネージング・ディレクター
持田　昌典

（第一ライフ損害保険）

合併比率決定理由書

１. 当社は合併比率決定に際し、公正性および妥当性を確保する観点から、中立的な立場の第三者機関として株式会社日本興業銀行に合併比率の算定を依頼いたしました。
２. 日本興業銀行は、当社については類似公開会社比較方式および時価純資産方式を、安田火災については株式市価方式および時価純資産方式を採用し、各手法の結果を総合的に勘案した上で合併比率を算定しました。
３. 当社は日本興業銀行の合併比率算定結果を参考にしつつ、第一生命および安田火災と慎重に協議を重ねた結果、合併比率を以下のように決定しました。
なお当比率は、当社が合併契約書に規定する有償減資を行うことおよび安田火災が合併契約書に規定する合併交付金を支払うことを前提にしています。

	当　社	安田火災海上保険株式会社
合併比率	１６０	１

４．上記合併比率に基づき、第一生命は当社の額面普通株式 1 株に対して安田火災の額面普通株式１６０株の割当を受けることとなります。

＜３＞合併当事会社の商法第４０８条ノ２第１項第３号から第６号の貸借対照表および損益計算書

平成12年度（平成13年3月31日 現在）貸借対照表

単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	**158,691**	**保険契約準備金**	**3,071,482**
現金	337	支払備金	336,477
預貯金	158,353	責任準備金	2,735,004
コールローン	**65,500**	**その他負債**	**152,933**
買現先勘定	**9,989**	共同保険借	12,018
買入金銭債権	**1,895**	再保険借	46,950
金銭の信託	**86,932**	外国再保険借	10,818
有価証券	**2,563,451**	借入金	466
国債	88,599	未払法人税等	7,046
地方債	169,898	預り金	7,281
社債	530,948	前受収益	308
株式	1,240,179	未払金	30,721
外国証券	462,519	仮受金	33,613
その他の証券	71,305	借入有価証券	1,878
貸付金	**645,579**	金融派生商品	1,830
保険約款貸付	17,358	**退職給付引当金**	**67,329**
一般貸付	628,221	**賞与引当金**	**9,715**
不動産及び動産	**303,831**	**債権売却損失引当金**	**8,184**
土地	141,392	**価格変動準備金**	**8,600**
建物	138,051	**繰延税金負債**	**14,851**
動産	23,197	**支払承諾**	**10,870**
建設仮勘定	1,189	**負債の部合計**	**3,343,969**
その他資産	**236,855**		
未収保険料	952	（資本の部）	
代理店貸	48,149	**資本金**	**58,421**
外国代理店貸	10,149	**法定準備金**	**41,219**
共同保険貸	9,100	資本準備金	22,319
再保険貸	60,275	利益準備金	18,900
外国再保険貸	7,632	**剰余金**	**235,449**
代理業務貸	0	任意積立金	211,599
未収金	9,267	（株主配当準備金）	（ 38,300 ）
未収収益	11,589	（退職慰労積立金）	（ 1,000 ）
預託金	19,205	（海外投資等損失準備金）	（ 1 ）
地震保険預託金	29,831	（圧縮記帳積立金）	（ 698 ）
仮払金	28,575	（保険契約特別積立金）	（ 73,000 ）
先物取引差金勘定	68	（特別積立金）	（ 98,600 ）
金融派生商品	1,097	当期未処分利益	23,849
その他の資産	958	（当期利益）	（ 15,122 ）
支払承諾見返	**10,870**	**評価差額金**	**387,662**
貸倒引当金	**△16,709**	**資本の部合計**	**722,752**
投資損失引当金	**△164**		
資産の部合計	**4,066,722**	**負債及び資本の部合計**	**4,066,722**

（安田火災海上保険株式会社）

貸 借 対 照 表 の 注 記

注　1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券については、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。

(2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。

(3) 子法人等株式および関連法人等株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。

(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

(5) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。

2. 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
ただし、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。

4. 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
なお、当期から改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（平成１１年１０月２２日　企業会計審議会））を適用しておりますが、これによる経常利益および税引前当期利益への影響は軽微であります。

6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第５５条の２の海外投資等損失準備金を含む)として引き当てております。

また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

7. 投資損失引当金は、資産の自己査定基準および償却･引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する債券について、将来発生する可能性のある償還不能等による損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
また、会計基準変更時差異（30,275百万円）については、当期において当社保有株式による退職給付信託（29,067百万円）を設定し、残額について一括費用処理しており、それらの費用処理額を特別損失に退職給付積立不足償却額として計上しております。
なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。
当期から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成１０年６月１６日　企業会計審議会））を適用したことにより、従来の方法によった場合に比べ、退職給付費用に係る

損害調査費ならびに営業費及び一般管理費が106百万円多く計上され、経常利益は106百万円少なく、税引前当期利益は12,305百万円少なく計上されております。

なお、退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内容

	退職一時金制度	厚生年金基金制度	計
退職給付債務	△69,876 百万円	△135,066 百万円	△204,942 百万円
年金資産	7,855	114,085	121,941
（うち退職給付信託）	(7,855)	(12,211)	(20,066)
未積立退職給付債務	△62,020	△20,980	△83,001
未認識数理計算上の差異	2,640	16,420	19,060
未認識過去勤務債務	－	△3,388	△3,388
貸借対照表計上額の純額	△59,380	△7,948	△67,329
前払年金費用	－	－	－
退職給付引当金	△59,380	△7,948	△67,329

なお、退職給付信託の年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）の額は、退職一時金制度11,293百万円、厚生年金基金制度17,774百万円の合計29,067百万円であり、それらを控除する前の退職給付引当金の額は、退職一時金制度70,673百万円、厚生年金基金制度25,722百万円の合計96,396百万円であります。

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	３．０％
期待運用収益率	
厚生年金基金の年金資産	４．０％
退職給付信託	０．０％
過去勤務債務の額の処理年数	５年
数理計算上の差異の処理年数	１５年

9. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

10. 債権売却損失引当金は、資産の自己査定基準および償却･引当基準に基づき、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付貸付債権に係る担保不動産の価格下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。

11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第１１５条の規定に基づき計上しております。

12. 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、５年間で均等償却を行っております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス･リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

14. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は7,414百万円、延滞債権額は11,558百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第９６条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、３カ月以上延滞債権に該当するものはありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,694百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、

破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は22,668百万円であります。

15. 不動産及び動産の減価償却累計額は197,461百万円、不動産及び動産の圧縮記帳額は14,241百万円であります。

16. １株当たりの当期利益は17円02銭であります。

17. 商法第２９０条第１項第６号に規定する純資産の額は387,492百万円であります。

18. 子会社に対する金銭債権総額は9,555百万円、子会社に対する金銭債務総額は905百万円であります。

19. 貸借対照表に計上した動産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しているものがあります。

20. 子会社株式の額は63,733百万円、子会社出資金の額は48百万円であります。

21. 自己株式(商法第２１０条ノ２第２項第３号に定める場合において同条第１項の規定により取得したものを除く)の額は1百万円、商法第２１０条ノ２第２項第３号に定める場合において同条第１項の規定により取得した自己株式の額は259百万円であります。

22. 担保に供している資産は有価証券38,356百万円であります。これは、借入金466百万円の担保のほか、先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。

23. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が株式と外国証券に合計43,948百万円含まれております。なお、消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来、「貸付有価証券」に計上しておりましたが、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成１１年1月２２日　企業会計審議会））の適用に伴い、当期からその種類ごとに株式および外国証券に計上しております。

24. 当期から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成１１年1月２２日　企業会計審議会））を適用し、有価証券の評価の方法、金銭の信託の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法等を変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税引前当期利益はそれぞれ8,720百万円少なく計上されております。

25. 繰延税金資産の総額は204,523百万円、繰延税金負債の総額は219,375百万円であります。
なお、繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
責任準備金	138,941百万円
退職給付引当金	17,902百万円
財産評価損	11,668百万円
支払備金	9,813百万円
税務上無形固定資産	6,825百万円
その他	19,371百万円
繰延税金資産小計	204,523百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	204,523百万円

繰延税金負債	
評価差額金	△219,002百万円
その他	△373百万円
繰延税金負債小計	△219,375百万円
繰延税金負債の純額	△14,851百万円

26. 当期から金融商品に係る会計基準の適用等に伴う保険業法施行規則の改正により、貸借対照表の様式を改定しておりますが、その主な内容は次のとおりであります。

(1) 従来、「買入金銭債権」に含めていた現先取引を「買現先勘定」として表示しております。

(2) デリバティブ取引に係る評価差額等を「金融派生商品」として表示しております。

(3) 税効果額を控除した後のその他有価証券ならびにこれに準じて処理する金銭の信託および買入金銭債権の評価差額を「評価差額金」として表示しております。

(4) 従来の「退職給与引当金」を「退職給付引当金」として表示しております。

27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成12年度〔平成１２年４月１日から 平成１３年３月３１日まで〕損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	**経常収益**	**1,316,194**
	保険引受収益	1,252,619
	正味収入保険料	926,210
	収入積立保険料	200,789
	積立保険料等運用益	47,398
	責任準備金戻入額	77,926
	為替差益	191
	その他保険引受収益	102
	資産運用収益	54,655
	利息及び配当金収入	72,813
	金銭の信託運用益	2,305
	売買目的有価証券運用益	1,735
	有価証券売却益	21,163
	有価証券償還益	168
	金融派生商品収益	3,533
	その他運用収益	334
	積立保険料等運用益振替	△47,398
	その他経常収益	8,919
	経常費用	**1,276,079**
	保険引受費用	1,070,203
	正味支払保険金	492,710
	損害調査費	48,840
	諸手数料及び集金費	164,805
	満期返戻金	335,447
	契約者配当金	853
	支払備金繰入額	27,203
	その他保険引受費用	340
	資産運用費用	23,518
	金銭の信託運用損	3,497
	有価証券売却損	3,739
	有価証券評価損	13,204
	有価証券償還損	139
	為替差損	1,545
	その他運用費用	1,390
	営業費及び一般管理費	180,971
	その他経常費用	1,385
	支払利息	349
	貸倒損失	51
	投資損失引当金繰入額	1
	債権売却損失引当金繰入額	435
	その他の経常費用	547
	経常利益	**40,115**
特別損益の部	**特別利益**	**20,076**
	不動産動産処分益	1,999
	退職給付信託設定益	18,076
	特別損失	**37,667**
	不動産動産処分損	754
	価格変動準備金繰入額	4,201
	不動産等圧縮損	0
	退職給付積立不足償却額	30,275
	その他特別損失	2,436
税引前当期利益		**22,523**
法人税及び住民税		**14,796**
法人税等調整額		**△7,394**
当期利益		**15,122**
前期繰越利益		**8,726**
当期未処分利益		**23,849**

損 益 計 算 書 の 注 記

注 1. 子会社との取引による収益総額は6,782百万円、費用総額は32,146百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

	収入保険料	1,103,900 百万円
−)	支払再保険料	177,690 百万円
	正味収入保険料	926,210 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

	支払保険金	653,490 百万円
−)	回収再保険金	160,779 百万円
	正味支払保険金	492,710 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

	支払諸手数料及び集金費	179,154 百万円
−)	出再保険手数料	14,348 百万円
	諸手数料及び集金費	164,805 百万円

(4) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	2,625 百万円
コールローン利息	160 百万円
買現先勘定利息	69 百万円
買入金銭債権利息	58 百万円
有価証券利息・配当金	43,231 百万円
貸付金利息	17,309 百万円
不動産賃貸料	8,155 百万円
その他利息・配当金	1,202 百万円
利息及び配当金収入	72,813 百万円

3. 売買目的有価証券運用益中の売却損益は1,738百万円の益、評価損益は2百万円の損であります。

4. 金銭の信託運用益および金銭の信託運用損中の評価損益の合計額は52百万円の損であります。また、金融派生商品収益中の評価損益は210百万円の損であります。

5. その他特別損失の主なものは、海外子会社の売却に伴う損失2,429百万円であります。

6. 損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに特別損失として計上した退職給付費用は40,289百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	8,845 百万円
利息費用	6,102 百万円
期待運用収益	△4,086 百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	30,275 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	− 百万円
過去勤務債務の費用処理額	△847 百万円
計	40,289 百万円

7. 当期における法定実効税率は36.09%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は32.86%であり、この差異の主な内訳は次のとおりであります。

法定実効税率	36.09 %
(調整)	
受取配当金等の益金不算入額	△11.72 %
交際費等の損金不算入額	5.20 %
住民税均等割等	1.84 %
その他	1.45 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.86 %

8. 当期から金融商品に係る会計基準の適用等に伴う保険業法施行規則の改正により、損益計算書の様式を改定しておりますが、その主な内容は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に準じて処理をした有価証券の信用取引に係る収益および費用を「売買目的有価証券運用益」として表示しております。

(2) 従来、「利息及び配当金収入」、「その他運用収益」および「その他運用費用」に含めていた金銭の信託に係る収益および費用を「金銭の信託運用益」および「金銭の信託運用損」として表示しております。

(3) ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引に係る評価差額等を「金融派生商品収益」として表示しております。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成１２年度（平成１３年３月３１日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	**161**	**保険契約準備金**	**16,909**
現金	0	支払備金	4,550
預貯金	161	責任準備金	12,359
買入金銭債権	**3,998**	**その他負債**	**1,159**
有価証券	**49,591**	共同保険借	70
国債	10,767	再保険借	109
地方債	3,370	外国再保険借	53
社債	15,197	未払法人税等	76
株式	152	未払金	702
その他の証券	20,102	仮受金	146
貸付金	**52**	**退職給付引当金**	**35**
保険約款貸付	52	**賞与引当金**	**127**
不動産及び動産	**138**	**価格変動準備金**	**68**
建物	1	**繰延税金負債**	**297**
動産	137		
その他資産	**2,899**		
未収保険料	1	**負債の部合計**	**18,597**
代理店貸	333	（資本の部）	
共同保険貸	27	**資本金**	**30,000**
再保険貸	20	**法定準備金**	**20,000**
外国再保険貸	5	資本準備金	20,000
未収金	812	**欠損金**	**12,280**
未収収益	145	当期未処理損失	12,280
預託金	229	当期損失	3,753
地震保険預託金	74	**評価差額金**	**524**
仮払金	619		
ソフトウェア	622		
その他の資産	6	**資本の部合計**	**38,244**
資産の部合計	**56,841**	**負債及び資本の部合計**	**56,841**

（注）　１．有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
(１)満期保有目的の債券の評価は、償却原価法(定額法)により行っています。
(２)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
(３)その他有価証券のうち時価のないものの評価は移動平均法に基づく原価法により行っています。

２．不動産及び動産の減価償却は定率法により行っています。ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物(建物付属設備を除く）については定額法により行っています。
　また、自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により行っています。

３．全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、該当資産を所管する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した検査室が査定結果を監査していますが、その査定の結果、償却・引当の対象となる債権はなく、貸倒引当金は計上していません。

４．退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合退職による期末要支給額）に基づき計上しています。なお、会計基準変更時差異は生じていません。

５．賞与引当金は従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に算出しています。

６．価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第１１５条の規定に基づき計上しています。

７．消費税等の会計処理は税抜方式により行っています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式により行っています。
　なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、５年間の均等償却を行っています。

８．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により行っています。

９．保険業法第１１３条繰延資産への繰入額及び償却額の計算は、従来、定款の規定に基づき行っていましたが、当期より繰入を行わず、前期末計上額を一括償却し、特別損失に計上しました。
　この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は645百万円増加し、税引前当期損失は3,225百万円増加しています。

10. 不動産及び動産の減価償却累計額は270百万円です。

11. １株当たりの当期損失は7,506円59銭です。

12. 商法第２９０条第１項第６号に規定する純資産の額は524百万円です。

13. 支配株主に対する金銭債権の総額は41百万円、金銭債務の総額は194百万円です。

14. 貸借対照表に計上した動産のほか、事務機器の一部については、リース契約により使用しています。

15.退職給付に関する事項は次のとおりです。
　　退職給付債務　　△35百万円
　　退職給付引当金　△35百万円

16. 繰延税金負債の総額は297百万円で、発生の原因は、その他有価証券に係る評価差額金です。

17. 当期から保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂しましたが、その主な内容は次のとおりです。
(１)従来の「退職給与引当金」を「退職給付引当金」として表示しています。
(２)税効果額を控除した後のその他有価証券の評価差額を「評価差額金」として表示しています。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(第一ライフ損害保険)

平成１２年度（ 平成１２年４月 １日から 平成１３年３月３１日まで ）損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	**経常収益**	**21,682**
	保険引受収益	**19,827**
	正味収入保険料	19,115
	収入積立保険料	642
	積立保険料等運用益	69
	資産運用収益	**1,818**
	利息及び配当金収入	1,150
	有価証券売却益	736
	金融派生商品収益	2
	積立保険料等運用益振替	△69
	その他経常収益	**36**
	経常費用	**21,415**
	保険引受費用	**16,534**
	正味支払保険金	8,068
	損害調査費	1,519
	諸手数料及び集金費	3,061
	満期返戻金	4
	支払備金繰入額	1,404
	責任準備金繰入額	2,474
	為替差損	0
	その他保険引受費用	0
	資産運用費用	**60**
	有価証券売却損	60
	営業費及び一般管理費	**4,807**
	その他経常費用	**12**
	支払利息	8
	その他の経常費用	3
	経常利益	**267**
特別損益の部	**特別利益**	**849**
	不動産動産処分益	849
	特別損失	**4,839**
	不動産動産処分損	4
	価格変動準備金繰入額	10
	保険業法第113条繰延資産償却費	3,870
	ソフトウェア売却損	868
	その他特別損失	84
税引前当期損失		**3,722**
法人税及び住民税		**30**
当期損失		**3,753**
前期繰越損失		**8,527**
当期未処理損失		**12,280**

（注）　１．支配株主との取引による費用総額は1,261百万円です。

２．①正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	20,049 百万円
支払再保険料	933 百万円
差引	19,115 百万円

②正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	8,140 百万円
回収再保険金	72 百万円
差引	8,068 百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	3,266 百万円
出再保険手数料	205 百万円
差引	3,061 百万円

④利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	2 百万円
買入金銭債権利息	9 百万円
有価証券利息・配当金	763 百万円
貸付金利息	2 百万円
不動産賃貸料	371 百万円
その他利息・配当金	1 百万円
計	1,150 百万円

３．損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は10百万円です。

４．当期から退職給付に係る会計処理基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成１０年６月１６日））を適用していますが、従来より、自己都合退職による期末要支給額を計上しているため、この変更による影響は生じていません。

５．当期から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成１１年１月２２日））を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法を変更しています。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は7百万円減少し、税引前当期損失は7百万円増加しています。

６．当期から改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会 平成１１年１０月２２日））を適用していますが、当期は該当する外貨建の資産及び負債はなかったため、この変更による影響は生じていません。

７．当期から保険業法施行規則の改正により損益計算書の様式を改訂しましたが、その主な内容は次のとおりです。

(１)ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引に係る評価差額等を「金融派生商品収益」として表示しています。

８．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

３．　安田火災海上保険株式会社、大成火災海上保険株式会社および日産火災海上保険株式会社の合併

安田火災海上保険株式会社
大成火災海上保険株式会社
日産火災海上保険株式会社

＜１＞合併契約書、合併契約変更書

合 併 契 約 書

大成火災海上保険株式会社
日産火災海上保険株式会社
安田火災海上保険株式会社

安田火災海上保険株式会社（以下「甲」という。）、大成火災海上保険株式会社（以下「乙」という。）および日産火災海上保険株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲、乙および丙は合併して、法手続上、甲は存続し、乙および丙は解散する。

（合併期日）

第２条　合併期日は、平成 14 年 4 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要その他の事由により、甲乙丙協議のうえ、この期日を変更することができる。

（定款の変更）

第３条　甲は、合併により、その定款を別紙１のとおり変更する。なお、その効力は、定款第５条および第６条については合併の日（合併登記の日）より、それ以外については合併期日より生じる。

（合併新株式の発行および割当）

第４条　甲は、合併に際し、合併期日前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）が所有する株式数の合計に 0.5 を乗じた数および合併期日前日の最終の丙の株主名簿に記載された株主が所有する株式数の合計に 0.7 を乗じた数を合計した数の額面普通株式（１株の額面金額 50 円）を発行する。

２　甲は、前項の株式を、合併期日前日の最終の乙および丙それぞれの株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の額面普通株式（１株の額面金額 50 円）１株につき甲の株式 0.5 株、その所有する丙の額面普通株式（１株の額面金額 50 円）１株につき甲の株式 0.7 株の割合をもってそれぞれ割当交付する。ただし、割当の際に生じる１株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対して、その端数に応じて分配する。

３　第１項に基づき発行される甲の株式に対する利益配当金の計算は、合併期日を起算日とする。

（増加すべき資本金および準備金等）

第５条　甲が合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金および任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。ただし、合併期日における乙または丙の資産または負債の状況等により、甲乙丙協議のうえ、この額を変更することができる。

(1) 資本金
38,578,931,220 円。
ただし、丙の発行した転換社債につき平成 13 年 4 月 1 日から合併期日前日までの間に株式への転換がなされた場合は、転換により資本金に組み入れられる額を加算する。

(2) 資本準備金
商法第 288 条ノ 2 第 1 項第 5 号の超過額から本条第 3 号および第 4 号の額を控除した額

(3) 利益準備金
合併期日における乙および丙の利益準備金の額の合計額

(4) 任意積立金その他の留保利益の額
合併期日における乙および丙の任意積立金その他の留保利益の額の合計額を限度とし、

その総額、積み立てるべき科目および科目別の額は、甲が乙および丙と協議のうえ、決定する。

（合併承認総会）

第６条　甲、乙および丙は、平成 13 年 6 月 28 日に開催するそれぞれの定時株主総会（以下「合併承認総会」という。）において本契約書の承認および合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙丙協議のうえ、この期日を変更することができる。

（取締役および使用人に対するストックオプション）

第７条　甲は、その取締役および使用人に対し譲渡するため、合併承認総会の承認を得て、52 万株を上限として、甲の額面普通株式（１株の額面金額 50 円）を取得することができる。

（利益配当の額）

第８条　甲、乙および丙は、平成 13 年 3 月 31 日の最終のそれぞれの株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの期間の利益配当金を支払うことができる。

(1) 甲においては、１株当たり 7 円、総額 65 億円
(2) 乙においては、１株当たり 6 円 50 銭、総額 6 億円
(3) 丙においては、１株当たり 7 円、総額 21 億円

（会社財産の引継）

第９条　乙および丙は、平成 13 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務一切を、合併期日において甲に引き継ぎ、甲はこれらを承継する。

２　甲は、前項のほか、丙の発行した転換社債に係る権利義務一切を、合併期日において承継する。この場合において、その転換価額は、合併期日以降、第４条第２項に定める割合に応じて調整された価額に変更される。

３　乙および丙は、平成 13 年 4 月 1 日から合併期日までの期間における資産、負債および権利義務の変更について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

（合併交付金）

第１０条　甲は、合併期日前日の最終の乙および丙それぞれの株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して、乙の株式１株につき 6 円 50 銭、丙の株式１株につき 7 円の合併交付金を、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの期間の利益配当金に代えて、平成 14 年 6 月に開催される予定の甲の定時株主総会後遅滞なく支払う。ただし、合併期日前日における乙または丙の資産、負債の状況その他経済情勢の変化に応じ、甲乙丙協議のうえ、この金額を変更することができる。

（合併期日後最初の定時株主総会）

第１１条　第４条第２項の規定に基づき甲の株式の割当を受けた議決権を行使しうる株主は、平成 14 年 6 月に開催される予定の甲の定時株主総会において議決権を行使することができる。その議決権の数は、同項の規定に基づき割り当てられる甲の株式の数により定める。

（合併に際して就任する取締役および監査役）

第１２条　合併に際して合併期日をもって新たに甲の取締役および監査役に就任する者は、平成13年5月31日までに、甲乙丙協議のうえ決定し、本契約の変更書をもって規定する。

（取締役および監査役の任期）

第１３条　合併前に甲の取締役に就任した者の任期は、合併期日後最初の定時株主総会が終結した時に終了する。

2　前条の規定に基づき新たに甲の取締役に就任する者は、増員のため選任されたものとし、その任期は、甲の定款第18条第2項の規定により他の在任取締役の任期終了と同時に終了する。

3　合併前に甲の監査役に就任した者および前条の規定に基づき新たに甲の監査役に就任する者の任期は、甲の定款第30条第1項の定めるところにより、いずれもその就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した時に終了する。

（取締役および監査役の退職慰労金等）

第１４条　乙または丙の取締役または監査役のうち、それぞれ甲の取締役または監査役に就任しない者（甲の執行役員に就任する者を除く。）に対する退職慰労金は、甲乙丙協議のうえ、それぞれ乙または丙の合併承認総会の決議により、合併期日前日までに乙または丙が支払う。

2　乙または丙の取締役または監査役のうち、それぞれ甲の取締役または監査役に就任する者に対する退職慰労金は、これらの者が将来甲の取締役または監査役を退任する際に、甲がこれらの者の乙または丙における在任期間を考慮してその額を計算し、甲の株主総会の決議により、甲が支払う。

3　乙または丙の取締役のうち、甲の取締役に就任しないで、甲の執行役員に就任する者に対する、合併期日前日までの乙または丙の取締役としての在任期間に対応する退職慰労金は、甲乙丙協議のうえ、それぞれ乙または丙の合併承認総会の決議により、当該者が将来甲の執行役員を退任した後（ただし、当該者が将来甲の取締役に就任した場合にあっては、それを退任した後）、甲が支払う。

4　乙または丙の取締役に対する、平成13年4月1日から合併期日前日までの事業年度に係る賞与金については、甲乙丙協議のうえ、平成14年6月に開催される予定の甲の定時株主総会の決議により支払う。

（従業員の処遇）

第１５条　甲は、合併期日において乙および丙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数については乙または丙における年数を通算し、その他の取扱いについては甲乙丙協議のうえ決定する。

（善管注意義務）

第１６条　甲、乙および丙は、本契約締結の日から合併期日までの間において、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務執行および財産の管理を行い、その資産、負債または権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、あらかじめ甲乙丙協議のうえ、これを実行する。

2　甲は、前項の規定にかかわらず、第一ライフ損害保険株式会社（以下「丁」という。）との

間において別紙２を骨子とする合併契約書を締結し、これに基づく合併を実行することができる。この場合において、甲、乙および丙は、当該契約書が締結されるか否か、当該契約書に基づく合併が実行されるか否かにかかわらず、本契約書に基づき甲乙丙の合併を行う。

（解散費用）

第１７条　甲は、合併期日以降、乙および丙の解散のために支出すべき費用を負担する。

（合併条件の変更等）

第１８条　本契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により甲、乙または丙の業務または財産の状況に重大な変動が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第１９条　本契約は、次に掲げる場合にその効力を失う。

(1) 甲、乙または丙の合併承認総会において本契約についての必要な承認が得られない場合

(2) 本契約についての必要な法令に基づく関係官庁等の認可その他これに準ずる行政行為が得られない場合

(3) 保険業法第 166 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 4 項の規定により甲、乙または丙の合併承認総会における本契約についての必要な決議がその効力を失った場合

（本契約に定めのない事項）

第２０条　甲、乙および丙は、本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項につき、本契約の趣旨にしたがって協議のうえこれを決定する。

本契約を締結した証として本書３通を作成し、甲乙丙署名のうえ、各１通を保有する。

平成１３年４月２５日

甲　東京都新宿区西新宿一丁目２６番１号
安田火災海上保険株式会社
代表取締役社長　平　野　浩　志

乙　東京都千代田区九段北四丁目２番１号
大成火災海上保険株式会社
代表取締役社長　小　澤　一　郎

丙　東京都港区北青山二丁目９番５号
日産火災海上保険株式会社
代表取締役社長　佐　藤　隆太郎

（別紙１）

定款の変更（合併契約書第３条関連）

現　行　定　款	変　　更　　案
（商号） 第１条　当会社は、安田火災海上保険株式会社と称する。 ２　英文では、The Yasuda Fire and Marine Insurance Company, Limited と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社損害保険ジャパンと称する。 ２　英文では、Sompo Japan Insurance Inc.と表示する。
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、十六億二千万株とする。	（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、二十三億株とする。
（株式の消却） 第６条　（第１項および第２項　省略） ３　第一項により買い受けて消却することができる株式の総数は八千八百万株とする。	（株式の消却） 第６条　（第１項および第２項　省略） ３　第一項により買い受けて消却することができる株式の総数は一億一千一百万株とする。
（取締役の数） 第 16 条　当会社に、取締役三十五名以内を置く。	（取締役の数） 第 16 条　当会社に、取締役二十五名以内を置く。
（取締役の任期） 第 18 条　取締役の任期は、就任後二年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した時に終了する。 ２　（省略）	（取締役の任期） 第 18 条　取締役の任期は、就任後一年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した時に終了する。 ２　（省略）
（監査役の数） 第 28 条　当会社に、監査役五名以内を置く。	（監査役の数） 第 28 条　当会社に、監査役七名以内を置く。

（別紙２）

安田火災海上保険株式会社（以下「安田火災」という。）および
第一ライフ損害保険株式会社（以下「第一ライフ損保」という。）の
合併契約書の骨子

１．合併期日
平成 14 年 4 月 1 日とする。ただし、安田火災および第一ライフ損保は、協議のうえこの期日を変更することができる。

２．合併の方法
両社は合併し、安田火災が存続し、第一ライフ損保が解散する。

３．第一ライフ損保の減資
第一ライフ損保は、その株主総会の承認および関係当局の認可等を条件として、その資本準備金のうち58億5千万円を資本金に組み入れた後、平成14年3月15日までに、発行済株式総数500,000株を450,000株減少して50,000株とし、資本金358億5千万円を328億5千万円減じて30億円とする。この資本減少は、全発行済株式について、10株に対し9株の割合により１株あたり73,000円で買い入れ、強制有償消却する方法により行う。

４．合併新株式の発行および割当
安田火災は、合併に際し額面普通株式（１株の額面金額 50 円）800 万株を発行し、第一ライフ損保の株主に対し、その所有する第一ライフ損保の額面普通株式（１株の額面金額 50,000 円）１株につき安田火災株式 160 株の割合をもって割当交付する。

５．増加すべき資本金および準備金等
(1) 増加すべき資本金　　3,000,000,000 円
(2) 増加すべき資本準備金　合併差益の額から下記(3)および(4)の額を控除した額
(3) 増加すべき利益準備金　合併期日における第一ライフ損保の利益準備金の額
(4) 増加すべき任意積立金その他の留保利益の額　合併期日における第一ライフ損保の任意積立金その他の留保利益の額（ただし、積み立てるべき科目および額は安田火災が決定する。）

６．利益配当の額
安田火災は、平成 13 年 3 月 31 日の最終のその株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの期間の利益配当金を、１株当たり 7 円、総額 65 億円を限度として、支払うことができる。

７．合併交付金
合併期日前日の最終の第一ライフ損保の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して、第一ライフ損保の株式１株につき、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの期間における第一ライフ損保の当期未処分利益全額を第一ライフ損保の株式数により除した金額（１円未満の金額は切り捨てるものとする。）を、当該期間の利益配当金に代えて、合併

交付金として平成 14 年 6 月の安田火災の定時株主総会後遅滞なく支払う。ただし、安田火災および第一ライフ損保は、協議のうえこの金額を変更することができる。

８．合併に際して就任する取締役および監査役
本合併に際して新たに安田火災の取締役および監査役に就任する者はいない。

９．定款の変更
本合併に伴う定款の変更はない。

10．合併条件の変更等
安田火災および第一ライフ損保は、合併契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により安田火災または第一ライフ損保の業務または財産の状況に重大な変動が生じたときは、協議のうえ、合併条件を変更し、または合併契約を解除することができる。

以上

合併契約変更書

大成火災海上保険株式会社
日産火災海上保険株式会社
安田火災海上保険株式会社

安田火災海上保険株式会社（以下「甲」という。）、大成火災海上保険株式会社（以下「乙」という。）および日産火災海上保険株式会社（以下「丙」という。）は、甲乙丙間において締結した平成 13 年 4 月 25 日付合併契約書（以下「原契約書」という。）に関し、次のとおり合併契約変更書を締結する。

（合併に際して就任する取締役および監査役）

第１条　原契約書第 12 条の規定に基づき、合併に際して合併期日をもって新たに甲の取締役および監査役に就任する者は、次のとおりとする。

(1) 取締役　小澤一郎、横田紀彦、篠田峯男、
佐藤隆太郎、土肥之芳、岩越忠道、宮澤護、川又章一

(2) 監査役　西嶋幹夫、大石弘利、宗岡広太郎

本契約を締結した証として本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１３年５月１８日

甲　東京都新宿区西新宿一丁目２６番１号
安田火災海上保険株式会社
代表取締役社長　平野　浩志

乙　東京都千代田区九段北四丁目２番１号
大成火災海上保険株式会社
代表取締役社長　小澤　一郎

丙　東京都港区北青山二丁目９番５号
日産火災海上保険株式会社
代表取締役社長　佐藤　隆太郎

＜２＞合併比率決定理由書

（安田火災海上保険株式会社）

合併比率決定理由書

当社は、大成火災海上保険株式会社（以下「大成火災」といいます。）および日産火災海上保険株式会社（以下「日産火災」といいます。）との平成 14 年 4 月 1 日を合併期日とする合併について、合併比率を以下のとおり決定しました。

１．当社は、合併比率に関する協議に先立ち、ゴールドマン・サックス証券会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）を財務アドバイザーに任命し、大成火災および日産火災との交渉、協議において参考とすべき合併比率の算定を依頼しました。
２．当社、大成火災および日産火災は、合併比率の決定に際し、それぞれ相手会社に対するデュー・ディリジェンスを行うとともに、３社の株価、１株当たり純資産額、利益等を勘案しながら協議を重ねました。また、ゴールドマン・サックスは、平成 13 年 4 月 25 日に合併比率に係る評価方法および分析結果（注１）を記載した書面を当社に提出しました。
３．これを参考に、大成火災および日産火災と協議を行った結果、３社は、平成 13 年 4 月 25 日、大成火災株式１株に対し当社株式 0.5 株、日産火災株式１株に対し当社株式 0.7 株（以下この比率を「本合併比率」といいます。）をそれぞれ割当交付すること等を規定する合併契約書を各社取締役会に付議し、そのうえで最終合意することとしました。
４．当社は、平成 13 年 4 月 25 日開催の取締役会の決議を経て、同日、大成火災および日産火災との間で上記合併契約書を締結し、本合併比率を決定しました。
５．ゴールドマン・サックスは、本合併比率が平成 13 年 4 月 25 日現在において当社にとって財務的観点から公正である旨の意見書を提出しました（注２）。
６．なお、大成火災および日産火災につきましても、それぞれメリルリンチ日本証券株式会社、J.P.モルガン証券会社より、本合併比率が各社株主にとって財務的見地から公正または妥当である旨の意見書を平成 13 年 4 月 25 日付で受領しています。

注１．ゴールドマン・サックスが提出した評価方法および分析結果の概要は次のとおりである。
（１） ３社が合併に向けた協議の開始を合意しその旨の発表を行った日の前日である平成12年11月1日の東京証券取引所における３社の普通株式の終値、ならびに同日を遡る１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の終値の平均に基づく合併比率は、当社１、大成火災0.36～0.42、日産火災0.56～0.60と算出された。また３社が合併契約書を締結し、合併比率を発表した日の前日である平成13年4月24日の東京証券取引所における３社の普通株式の終値、ならびに同日を遡る１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の終値の平均に基づく合併比率は、当社１、大成火災0.50～0.57、日産火災0.65～0.74と算出された。
（２） 平成12年9月30日現在の１株当たり連結純資産に直近時点での有価証券の含み損益等、３社から得た情報を基に連結純資産の修正を加えた１株当たり修正純資産分析による合併比率は、当社１、大成火災0.85～0.92、日産火災0.94～1.00と算出された。
（３） 平成13年度から平成17年度までの５ヶ年における３社の連結当期利益の予測値に基づく、合併期日以降の各年度についての１株当たり連結当期利益貢献度分析による合併比率は、当社１、大成火災0.29～0.39、日産火災0.38～0.73、またその平均値は、当社１、大成火災0.34～0.35、日産火災0.49～0.56と算出された。
（４） 平成13年度から平成17年度までの５ヶ年における３社の連結当期利益の予測値に基づく、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法による１株当たり現在価値分析に基づく合併比率は、当社１、大成火災0.23～0.27、日産火災0.33～0.43と算出された。
（５） なお、ゴールドマン・サックスは、上記の評価・分析に当たって３社から提供を受け審査をした全ての財務に関する情報およびその他の情報を正確かつ完全なものとして使用した。

注２．ゴールドマン・サックスが意見書を提出するに当たり使用した前提と条件は、別添の意見書（写）に記載されている。

（安田火災海上保険株式会社）

平成13年4月25日

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
安田火災海上保険株式会社取締役会御中

拝啓

貴社は、安田火災海上保険株式会社（以下「安田火災」という）、日産火災海上保険株式会社（以下「日産火災」という）と大成火災海上保険株式会社（以下「大成火災」という）（以下それぞれを「各社」といい、併せて「３社」という）間の平成 13 年 4 月 25 日付合併契約書（以下「合併契約書」という）に記載されている合併比率（以下に定義する）が、貴社にとって、財務的見地から公正であることについてゴールドマン・サックス証券会社（以下その関連会社を含めて「弊社」という）の意見書を提出するよう弊社に要請されました。合併契約書は、安田火災、日産火災と大成火災が安田火災を存続会社として合併し、それに伴い、日産火災と大成火災の額面 50 円の普通株式（以下「日産株式」と「大成株式」という）１株に対し、安田火災の額面 50 円の普通株式（以下「安田株式」という）それぞれ 0.7 株と 0.5 株（本書簡においてこの比率を「合併比率」という）が割り当てられることを含む合併及び合併に伴うその他の事項（以下「合併等」という）の条件を規定しています。

弊社は、その投資銀行業務の一環として、合併及び企業買収に関連して事業及び証券の評価に継続的に従事し、上場有価証券及び非上場有価証券の引き受け、競争入札、既発行有価証券の売り出し、私募並びに遺産、法人その他の目的のための評価を継続的に行っています。弊社は、平成 6 年 7 月に安田火災が発行した第３回無担保転換社債の引受及び平成 12 年 5 月に安田火災に対して提供した資本政策に関する財務アドバイス等の投資銀行サービスを通じ、安田火災について知っており、また、合併契約書の締結に至る交渉の一部に関与いたしました。また、弊社は、平成 8 年 3 月に日産火災が発行した第１回及び第２回無担保転換社債の国内での募集における引受等の投資銀行サービスを通じ日産火災について知っております。弊社は、財務アドバイスと証券に関わるサービスを包括的に提供しており、また、通常の取引行為において、３社のデリバティブ証券を含む証券を自己の勘定又は顧客の勘定において随時取引し所有することがあります。

本書簡において意見を述べるに当たり、弊社は、３社間の平成 12 年 11 月 2 日付の合併に向けた協議合意に関する公表文、平成 12 年 12 月 14 日付「合併に関する覚書」、合併契約書、各社の平成 11 年度までの５事業年度の決算状況表と業務報告書、各社の平成 11 年度の有価証券報告書と年次報告書、各社の平成 12 年度の半期報告書、各社の平成 12 年度から平成 17 年度までの財務予測、安田火災が試算した平成 12 年度から平成 17 年度までの日産火災と大成火災の財務予測（以下併せて「安田火災による日産火災と大成火災の財務予測」という）、安田火災のマネージメントが作成した平成 12 年度から平成 17 年度における合併による統合コスト及び費用削減と業務上の相乗効果（以下「相乗効果」という）に関する分析、各社の有価証券・デリバティブ・不動産の時価評価の分析、再保険事業にかかる負債の分析及び日産火災と大成火災の分類債権に対する貸倒引当金の試算を審査させていただきました。弊社はまた、各社のマネージメントから、デュー・デリジェンスにおいて提示された財務情報、見積り及び説明が合理的であること、収支計画が合理的であること、そして企業価値評価を行う上で勘案すべき後発事象がないという旨のお話をいただきました。更に弊社は安田株式、日産株式と大成株式の市場価格とその取引状況を検討し、３社の財務及び株式市場についての一定の情報を他の公開会社である損害保険会社のそれと比較し、日本の金融業界における最近の事業統合における財務条件を検討し、その他弊社が適切と思料する調査と分析を実施しました。

弊社は、弊社が審査させていただいた全ての財務に関する情報及びその他の情報の正確性及び完全性を前提とし、その正確性と完全性に依拠しています。弊社は、３社あるいはそれらの子会社、関連会社あるいはグループ会社（以下「関係会社等」という）の資産又は負債について独立した評価あるいは算定を行っておりません。貴社により弊社に提供され、お話を伺わせていただくことのできた範囲の相乗効果と貴社により弊社に提供され、お話を伺わせていただくことのできた範囲の財務の予想数字に関しては、貴社の同意を得て、弊社はそれらの情報が、各社と合併後の会社の将来の財務的な業績について、３社あるいは貴社のマネージメントが現在入手できる最善の予測と判断を反映するように合理的に作成され、安田火災の将来予測と安田火災による日産火災と大成火災の財務予測及び相乗効果が、それらが想定している金額と時間で実現することを前提としました。弊社は、３社とその関係会社等に非開示の重要な債務が存在しない旨の３社の確認に依拠しています。弊社はまた、合併契約書の予定している取引は、日本における一般に公正妥当と認められた会計原則上プーリング方式で行われ、３社あるいはその株主に課税されない取引であることを貴社の同意を得て想定しております。弊社はまた、合併等の実行に必要なすべての政府、監督官庁その他による同意あるいは許認可が安田火災あるいは日産火災、大成火災又は合併等が予期する利益に負の影響を与えることなく得られるものであることを前提としております。弊社はまた、安田火災が第一ライフ損害保険株式会社（以下「第一ライフ損保」という）との合併を、安田火災、日産火災と大成火災との合併と同時に行うこと、合併時点において第一ライフ損保に 49 億円の純資産が存在することを前提に、第一ライフ損保の額面 50,000 円の普通株式１株に対して、安田株式 160 株（以下「２社間の合併比率」という）を割当てることを予定していることを認識しておりますが、安田火災と第一ライフ損保との２社間の合併が成立するか否かということは安田火災、日産火災と大成火災の合併が成立するか否かということには影響を及ぼさないことを前提としております。尚、弊社は安田火災との合併あるいは事業統合に関し、他の第三者の興味を打診することを依頼されたことはなく、またそのような打診を行っておりません。弊社のアドバイザリー・サービスと本書簡に記載された意見は、安田火災の取締役会が合併等を検討するに当たり情報を提供し支援する目的で提供されるものであり、かかる意見は安田火災の株主がかかる取引に関しどのように投票すべきかを推薦するものではありません。更に、本書簡は、弊社の書面による事前の同意なくして、他のいかなる目的のためにも使用、回覧、引用あるいはその他の方法により参照されるべきものではなく、その全部又は一部がいかなる文書にも添付されたり、その中に含まれたり、その中で参照されるべきものではありません。

弊社は、合併等の実行後に合併後の会社の普通株式が取引される価格について意見を述べるものではありません。

上記に基づき、また上記に記述した事項を前提とし、更に弊社が適切と思料するその他の事項に基づき、弊社は、合併比率がこの書簡の日付現在において貴社にとって財務的観点から公正であると考えます。

敬具

ゴールドマン・サックス証券会社
東京支店長　投資銀行部門統括
マネージング・ディレクター
持田　昌典

（大成火災海上保険）

合併比率決定理由書

当社は、安田火災海上保険株式会社（以下「安田火災」といいます。）および日産火災海上保険株式会社（以下「日産火災」といいます。）（以下まとめて「3 社」といいます。）との、平成 14 年 4 月 1 日に予定する合併（以下「本合併」といいます。）において、大成火災、日産火災のそれぞれの普通株式 1 株に対して割り当てられる安田火災の普通株式の数（以下「合併比率」という。）を以下のとおり決定いたしました。

当社は、合併比率の決定に際して安田火災および日産火災に対して相互にデューディリジェンスを行うと同時に、3 社の市場株価、１株当たり収益、１株当たり純資産等を勘案しながら協議を重ねて参りました。その結果、3 社は、平成 13 年 4 月 25 日に、当社普通株式（額面 50 円）1 株に対して安田火災普通株式（額面 50 円）0.5 株（以下「当社交換比率」という。）、日産火災普通株式（額面 50 円）1 株に対して安田火災普通株式（額面 50 円）0.7 株（以下「日産交換比率」といい、当社交換比率をあわせて「交換比率」という。）を割り当てること等を定めた合併契約書をそれぞれの取締役会に付議し、その承認を得て合併契約を締結いたしました。

当社は、上記取締役会決議に先立ち、当社交換比率に関する意見をメリルリンチ日本証券株式会社に対して求め、メリルリンチ日本証券株式会社は、市場株価分析、類似企業比較分析、収益還元（ＤＣＦ）分析、修正純資産分析およびその他適当と判断する方法に基づいて分析を進めて参りました。その結果、当社の取締役会は、平成 13 年 4 月 25 日現在において、当社株主にとって当社交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書を受領しております（注）。

なお、安田火災の取締役会はゴールドマン・サックス証券会社より合併比率について、日産火災の取締役会は J.P.モルガン証券会社より日産交換比率について、それぞれ各社にとって財務的見地から公正である旨の意見書を平成 13 年 4 月 25 日現在において受領しております。

注　　メリルリンチ日本証券株式会社が平成 13 年 4 月 25 日意見表明にあたって使用した主要な評価方法および分析結果の概要は以下のとおりです。

(1)　3 社が、3 社の合併に向けた正式協議開始について発表した日の前日である平成 12 年 11 月 1 日を遡る 1 週間、1 か月間、3 か月間、6 か月間のそれぞれの期間における東京証券取引所における 3 社の普通株式の終値の平均値に基づく交換比率は、安田火災 1 に対して、当社 0.38～0.40、日産火災 0.57～0.60 と算出されま

した。また、合併比率発表日の前日である平成 13 年 4 月 24 日を遡る 1 週間、1 か月間、3 か月間、6 か月間のそれぞれの期間における東京証券取引所における 3 社の普通株式の終値の平均値に基づく交換比率は、安田火災 1 に対して、当社 0.50～0.57、日産火災 0.64～0.72 と算出されました。また、3 社が平成 12 年 3 月 31 日期の決算を発表した平成 12 年 5 月 20 日から合併正式協議開始の発表日の前日である平成 12 年 11 月 1 日までの期間における東京証券取引所における 3 社の普通株式の終値の平均値に基づく交換比率は、安田火災 1 に対して、当社 0.40、日産火災 0.59 と算出され、日次出来高による加重平均に基づく交換比率は安田火災 1 に対して当社 0.39、日産火災 0.59 と算出されました。また、合併正式協議開始の発表日である平成 12 年 11 月 2 日から交換比率発表日の前日である平成 13 年 4 月 24 日までの期間における東京証券取引所における 3 社の普通株式の終値の平均値に基づく交換比率は、安田火災 1 に対して、当社 0.50、日産火災 0.65 と算出され、日次出来高による加重平均値に基づく交換比率は、安田火災 1 に対して、当社 0.48、日産火災 0.66 と算出されました。

(2) 3 社とそれぞれの類似企業との間で、株式の市場価格、取引状況、株価倍率の比較分析による交換比率は、安田火災 1 に対して、当社 0.28～0.67、日産火災 0.51～0.87 と算出されました。

(3) 3 社の経営陣に対するインタビュー結果と 3 社が提出した財務データ、事業データ、財務予測に基づき、収益還元法（ＤＣＦ法）により算出した１株当り現在価値分析に基づく交換比率は、安田火災 1 に対して、大成火災 0.21～0.68、日産火災 0.33～1.05 と算出されました。

(4) 平成 12 年９月 3０日現在の 3 社の財務諸表（安田火災および日産火災は連結財務諸表）に基づき、3 社の提供した情報をもとに当社が提出した資産および負債の時価情報等を修正した１株当りの修正純資産分析による交換比率は、安田火災１に対して当社 0.94、日産火災 1.04 と算出されました。

(5) 本案件と類似する日本国内における過去の主要な取引を分析の参考としております。

(6) なお、メリルリンチ日本証券株式会社は上記評価方法および分析結果を総合的に勘案し、財務的見地から当社交換比率の妥当性について意見表明しており、各評価方法に特定のウェイトを機械的に適用していないことに留意する必要があります。また、メリルリンチ日本証券株式会社は上記の分析に当って、3 社が提供したすべての情報を正確かつ完全なものとして使用しております。

メリルリンチ日本証券株式会社が意見を表明するにあたり使用した前提と条件は、別添の平成 13 年 4 月 25 日付意見書（写）に記載されております。

以上

（大成火災海上保険）

メリルリンチ日本証券株式会社
法人顧客グループ本部
〒100-8180
東京都千代田区大手町１丁目１番３号
大手センタービル

Merrill Lynch

2001年4月25日

〒102-0073
東京都千代田区九段北四丁目2番1号
大成火災海上保険株式会社 取締役会 御中

弊社は、大成火災海上保険株式会社（以下、「御社」または「大成火災」といいます。）、安田火災海上保険株式会社（以下、「安田火災」といいます。）および日産火災海上保険株式会社（以下、「日産火災」といいます。）（以下、総称して「三社」、それぞれを「各社」といいます。）が、2000 年 12 月 14 日付で覚書を締結し、2001 年 4 月 25 日付で三社の合併に関する最終契約（以下、「合併契約」といいます。）の調印を予定されており、当該合併契約に基づいて、額面 50 円の大成火災の普通株式 1 株に対して額面 50円の安田火災の普通株式 0.5 株（以下、「交換比率」といいます。）および額面 50 円の日産火災の普通株式 1 株に対して額面 50 円の安田火災の普通株式 0.7 株を発行する取引（以下、「本件合併」といいます。）により、安田火災を存続会社として、大成火災と安田火災と日産火災が合併する（以下、合併後の会社を「合併会社」といいます。）と理解しております。

御社のご依頼により、弊社は、交換比率が御社株主にとり財務的見地から妥当であるか否かを検討いたしました。

弊社は本書簡末尾記載の意見を述べるにあたり、以下の事項を実施しました。

(1) 各社の2000年9月期半期報告書および直近5事業年度の有価証券報告書を含む公表されている事業及び財務に関する情報であって、弊社が弊社の見解を形成するにあたり必要と判断した情報の分析

(2) 各社の経営陣が作成し、弊社が提供を受けた2001年3月期から2006年3月期までの各期の各社の単体財務予測およびこれらに関する補足資料の分析と検討

(3) 三社の経営陣が共同で作成し、2000 年 12 月 14 日付で発表した本件合併に関するプレスリリースに記載された、2003 年 3 月期および 2006 年 3 月期の合併会社の財務予測の分析と検討

(4) 上記(1)、(2)、(3)に記載の内容、ならびに本件合併前後のそれぞれの事業計画および事業戦略（安田火災と第一生命保険相互会社との間の包括業務提携を含む）、本件合併の戦略的合理性などに関する各社の経営陣との協議

(5) 公開されている情報、および各社から提供を受けた情報に基づいて御社において検討・確認され、御社より弊社が提供を受けた情報に基づく、2000 年 9 月 30 日時点の各社の株主資本の簿価に対する修正の検討

(6) 各社の株式の市場株価の推移、株式売買高と株価倍率の分析、ならびに弊社が妥当と判断した類似公開企業のそれらとの比較分析

(7) 各社の業績の検討ならびに弊社が妥当と判断した類似公開企業のそれらとの比較分析

(8) 弊社が比較に意味があると判断した類似取引との比較分析

(9) 合併に関する、共同のプレスリリース、2000 年 12 月 14 日付覚書、2000 年 12 月 19 日に開催された三社合同会社説明会の配布資料、および 合併契約の 2001 年 4 月 24 日 付ドラフトの検討

(10) 本書簡の作成日時点において、弊社が必要または適切と判断した財務分析資料およびその他の事項（経済・市場・金融全般の動向を含む）の分析と検討

本書簡の作成において：

(A) 弊社は、各社により弊社に提供その他の方法で縦覧に供され、弊社と協議され、弊社によりまたは弊社のために検討され、ならびに公表されたあらゆる情報および経営陣による事実の表明がすべて正確かつ完全であることを前提とし、またその正確性および完全性に依拠しています。弊社は、かかる表明または情報が正確かつ完全であることについて弊社として独自に検証しておらず、また検証する義務を負っておりません。

(B) 弊社は、各社およびその子会社、関連会社もしくはグループ会社（以下、「関係会社」といいます。）のいかなる資産または負債（ヘッジ・ポジション、デリバティブ・ポジションおよびその他のオフバランス金融商品取引に基づくものを含む）についても独立した評価又は算定を行っておらず、またその義務を負っておりません。さらに、弊社は、各社の財産または設備の実況検分を行っておらず、またその義務を負っておりません。

(C) 弊社は、保険契約準備金およびその他の負債を評価する専門家ではなく、各社のかかる保険契約準備金およびその他の負債に対する引当金額または積立金額が適切であるか否かについて個々の独立した評価は行っておらず、またそのような評価を要求されておりません。従って、弊社は各社の保険契約準備金およびその他の負債に対する引当金および積立金の総額が、予期される保険金支払いまたはその他の負債をカバーするに十分であることを前提としております。弊社はまた、貸出債権やその他の資産、債務および偶発債務に係る適切な引当金が、各社およびその関係会社の財務諸表において計上されているという、各社の経営陣の表明に依拠しています。

(D) 各社の経営陣により弊社に提供された上記(2)の単体財務予測およびその補足資料、ならびに三社の経営陣により弊社に提供された上記(3)の財務予測に関しては、

弊社はかかる予測および情報が合理的な根拠に基づいて作成され、各社の経営陣による現在入手できる最善の予測と判断を反映したものであり、それらの予測に従い予測される金額が予測される時期に実現されることを前提としています。

(E) 弊社は、御社経営陣による、大成火災、安田火災および日産火災の関係会社が各社の連結財務予測に与える影響は僅少であるとの説明に依拠しております。従って、御社の了解を得た上で、上記(2)の各社の単体財務予測のみを分析および検討し、関係会社による財務上の影響を考慮しませんでした。

(F) 弊社は、本件合併によるシナジーおよび費用削減効果については限定的な検討しか行っておらず、御社経営陣の了解を得た上で上記(3)の財務予測に含まれるもののみを検討の対象と致しました。

(G) 弊社はまた、本件合併は、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準上、持分プーリング方式で行われ、かつ三社およびその株主にとって有税取引とはならないことを前提としています。

(H) 弊社は最終合併契約のすべての重要な条項および条件は、弊社が最後に検討した合併契約の 2001 年 4 月 24 日付ドラフトから変更がないものとなること、覚書の内容については2000年12月 14日の調印時から何ら変更がないことを前提としています。

(I) 弊社の見解は、必然的に現在の市場、経済その他の情勢に依拠し、本書簡の作成日時点で弊社に提供された情報に基づくものです。

弊社はまた、本件合併に必要な当局その他の団体または当事者の同意あるいは承認（契約上のものであると否とに拘らず）を得る過程において、分割命令や変更等を含む制限が課されること等により、本件合併が予定している利益に負の影響を与えることのないことを前提としています。

弊社は本件合併に関して、御社のファイナンシャル・アドバイザーを務めており、かかるサービスの提供に対し御社から手数料を受領いたします。また、御社は、合併契約に関する弊社のサービスから発生し得る一定の損害に関し、弊社に補償する合意をしています。弊社は、本件合併に関する条件について決定するための御社と安田火災と日産火災の間における合併交渉および協議には参加しておりません。また、弊社は、御社または御社の取締役会から本件合併以外の方法（保険契約の包括移転、業務の全部または一部の譲渡、解散、および第三者への売却を含む）について検討するよう依頼されておりません。さらに弊社は、本書簡の作成に関連して御社または御社の取締役会から、大成火災の一部もしくは全部の買収に関する意思表明を第三者に対して勧誘する許可を頂いておりませんし、またそのような勧誘をしておりません。

弊社の通常の証券業務において、大成火災、安田火災および日産火災の株式およびその他の証券またはそれらに関するデリバティブ取引を自己の勘定あるいは顧客の勘定で頻繁に取引する可能性があり、従って、随時かかる証券に関してロング・ポジションあるいはショート・ポジションを持つ可能性があります。

本書簡は、御社の取締役会が使用するために作成され、その目的に資するためのものです。本書簡を他のいかなる第三者に対して、その全部または一部を問わず、複製、要約、開示、または引用する場合には、弊社による事前の書面による承諾を必要とします。本書簡は、御社が本件合併を行うという経営判断の是否について弊社の見解を述べるものではなく、また御社の株主が本件合併その他関連する事項についてどのように議決権を行使すべきかについて推奨を行うものではありません。

また、弊社は、大成火災、安田火災および日産火災の株式およびその他の証券が合併条件の公表後に取引される価格、または本件合併の履行後に取引される 合併会社の株式およびその他の証券の価格について一切見解を示すものではありません。

以上述べたことに基づき、かつ以上に述べたことを条件として、弊社は本書簡の日付において、交換比率は大成火災の株主にとって財務的見地から妥当なものであると考えます。

メリルリンチ日本証券株式会社

（日産火災海上保険株式会社）

合併比率決定理由書

当社は、平成14年4月1日を合併期日とする大成火災海上保険株式会社（以下、「大成火災」といいます。）および安田火災海上保険株式会社（以下、「安田火災」といいます。）との合併について、合併比率を以下のとおり決定いたしました。

⑴ 当社、大成火災および安田火災は、公平性、妥当性を確保する観点から、中立的な第三者機関として、それぞれJ.P.モルガン証券会社東京支店（以下、「J.P.モルガン証券」といいます。）、メリルリンチ日本証券株式会社（以下、「メリルリンチ証券」といいます。）、ゴールドマン・サックス証券会社（以下、ゴールドマン・サックス証券」といいます。）を財務アドバイザーとして任命し、合併比率決定の参考資料とすべき合併比率の算定を依頼いたしました。

⑵ 当社、大成火災および安田火災は、合併比率を決定するに際し、それぞれ相手会社に対するデューディリジェンスを行うとともに、第三者機関が行った算定結果（注1）を参考に、3社の株価、一株あたりの純資産額、収支見込などを勘案して協議を行いました。

⑶ その結果、3社は、平成13年4月25日、当社株式1株に対して安田火災株式0.7株、また大成火災株式1株に対して安田火災株式0.5株（以下、この比率を「本合併比率」といいます。）をそれぞれ割当交付すること等を規定する合併契約書を各社取締役会に付議し、その上で最終合意することといたしました。

⑷ 当社は、平成13年4月25日開催の取締役会の決議を経て、同日、大成火災、安田火災との間で合併契約を締結し、本合併比率を決定いたしました。なお、取締役会に先立って、当社は、J.P.モルガン証券から、平成13年4月25日、同社が、当社から合併比率に重大な影響を与える事項が発生していないことを確認の上提出した「付議された合併契約書に記載されている当社額面普通株式に対する安田火災額面普通株式の割当比率は、当社株主にとって財務的見地から公正である」旨の意見書を受領いたしました。（注2）

⑸ なお、大成火災および安田火災につきましても、それぞれメリルリンチ証券、ゴールドマン・サックス証券から、本合併比率に対して、財務的見地から公正である旨の意見書を、平成13年4月25日付で受領しております。

（注1） J.P.モルガン証券が、当社、大成火災、安田火災3社の連結および単体ベースでの株式価値の算定に使用した分析手法および分析結果の概略は、次のとおりです。

⑴ 市場株価分析

基準日を、直近日（平成13年3月３０日）と合併に向けた正式協議開始を発表した日の前日（平成12年11月1日）の２通り設定して、それぞれ基準日を遡る１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月間の株価の平均値または中間値をもとに、合併比率を、直近日基準では、安田火災1に対して当社0.62～0.70、大成火災0.47～０．５１、また発表日前日基準では、安田火災１につき、当社0．５７～0．６０、大成火災0．３８～0．４０と算出しました。

⑵ 修正純資産価値分析

修正純資産評価の基準日を、平成１２年9月末として（ただし、純資産に含まれているその他有価証券評価差額金については、平成13年1月末時点で3社が再評価した情報をもとに）、1株あたりの修正純資産額を求め、合併比率を、安田火災1に対して当社1．１２～1．２０、大成火災0．９９～1．０６と算定しました。

⑶ DCF分析（ディスカウンティッド・キャッシュフロー分析）

3社それぞれが作成した収支計画をもとに、一株あたりの理論株式価値を求め、合併比率を、安田火災１に対して当社0.38～0.77、大成火災0.35～0.68と算出しました。

（注2） J.P.モルガン証券が意見書を提出するにあたり使用した前提と条件は、別紙の意見書に記載されております。

2001年4月25日

東京都港区北青山二丁目9番5号
日産火災海上保険株式会社
取締役会 御中

J.P.モルガン証券会社東京支店（以下、「弊社」という）は、日産火災海上保険株式会社（以下、「御社」という）が大成火災海上保険株式会社（以下、「大成火災」という）及び安田火災海上保険株式会社（以下、「安田火災」という。さらに以下、「御社」、「大成火災」及び「安田火災」を合わせて「三社」という）と検討されている合併（以下、「本件」という）の専属的ファイナンシャルアドバイザーとして御社から任命され、御社取締役会の要請に基づき、「御社取締役会によって付議された2001年4月25日付合併契約書」（以下、「合併契約書」という）に記載されている株式割当比率（以下に定義する）が御社株主にとって、財務的見地から公正であるかどうかについての意見表明を行ないます。本件により、御社の額面普通株式（額面50円）1株に対し、安田火災の額面普通株式（額面50円）0.7株の割当交付（以下、「株式割当比率」という）、また大成火災の額面普通株式（額面50円）1株に対し、安田火災の額面普通株式（額面50円）0.5株の割当交付の実施が予定されており、その旨は合併契約書に記載されている通りです。

弊社は意見表明にあたって、以下のような分析・検討作業を行ないました。

(1) 本件に関する三社の基本的合意を記した2000年12月14日付「合併に関する覚書」の検討
(2) 合併契約書の検討
(3) 三社の過去5年（1995～1999年度決算分）及び2000年度中間決算の有価証券報告書等に公表された財務諸表等の財務情報や事業・関連情報の検討
(4) 三社の主要な子・関連会社の直近期における財務諸表等の財務情報や事業・関連情報の検討
(5) 三社が作成した2006年3月期末までの単独の財務諸表の予測、業績計画・予測の分析・検討、及び2006年3月期末までの合併新会社の財務諸表の予測、業績計画・予測の分析・検討
(6) 御社が作成した大成火災及び安田火災の財務諸表予測の修正根拠についての検討
(7) 三社が作成した予測される合併シナジーについての社内資料の検討
(8) アンダーソン・毛利法律事務所による御社に対する2001年2月16日付法務買収監査報告書の検討
(9) 監査法人芹沢会計事務所による御社に対する2001年3月28日付資料閲覧報告書（アセットデューディリジェンス結果報告書）の検討
(10) 三社の事業・財務状況、将来の事業・財務計画及び合併シナジーを含む本件による財務・事業上の影響などに関する三社経営陣との面談
(11) 三社株式の株価及び取引状況の検討
(12) 三社の比較対象類似企業株式の分析
(13) 国内外における本件類似取引の比較分析
(14) その他弊社が必要又は適切と判断した分析

弊社は、前述の作業により弊社が検討した公開情報及び三社より入手した全ての情報が正確かつ完全であることを前提とし、その正確性や完全性について独自の検証を行なっておらず、また責任を負うものでもありません。また、弊社は資産や負債についての鑑定または査定を行なっておらず、また第三者機関への鑑定・査定の依頼も行なっておりません。さらに、前述の作業において弊社が依拠した全ての財務情報や予測・計画（シナジー予測を含む）については、三社がそれぞれ現時点での最善の判断や前提にもとづいて作成されたことを前提としています。また、弊社は、本件は、日本における一般会計原則上プーリング方式で行われ、三社に課税されない取引であることを御社の確認を得て前提としてとしております。更に、弊社は、本件が合併契約書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、本件の実行に必要なすべての政府、監督官庁その他による同意あるいは許認可が、三社あるいは本件によりもたらされると期待される利益に悪影響を与えることなく取得されること、および本件の税務上の効果が現在予定されているものと相違ないことを前提としております。

弊社の意見表明は本書の日付現在での入手可能な情報及び経済、市場、その他の状況に基づいています。今後の状況の変化により本書における意見表明が影響を受けることがありますが、弊社はその意見を修正、変更ないし補足する義務は負いません。但し、弊社が同意する場合には、御社の依頼により新たな意見表明を行なうことがあります。本書は、本件における株式割当比率が御社株主にとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、本件を実行するという御社の決定の是非について何ら意見表明をするものではありません。弊社は本件により御社株式または御社株主に割当てられる安田火災株式の価値及び将来の株価水準につき何ら意見表明をするものではありません。また、大成火災株式の価値及び将来の株価水準についても何ら意見表明をするものではありません。

弊社は本件に関して、御社のファイナンシャルアドバイザーとして行ったサービスの対価として手数料を御社から受け取る予定です。弊社及びその関連会社は、過去に三社及びその関連会社に対して金利、為替、クレジット等その他市場関連業務サービスを提供し、その対価として手数料を受け取っています。弊社及びその関連会社は業務の一環として三社の有価証券の自己勘定取引並びに顧客勘定取引を行なうことがあります。

上記の前提に基づき、弊社は本書日付現在において、合併契約書に記載されている株式割当比率は御社株主にとって財務的見地から公正であると判断致します。

弊社の意見表明は、本件に関する議決権行使の推奨を御社株主に対して行なうものではありません。本書は本件に関し、本件の株式割当比率決定に関しての参考資料として御社の取締役会に提出されることのみを目的としており、他の一切の目的に資するものではなく、それ以外の第三者に対して弊社の書面による事前の同意なしに全文ないし一部を問わず本書を開示、参照、伝達することはできません。

但し、御社が商法第408条ノ2第1項第2号に定められている書類及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の2に定められている書類、また、東京証券取引所等の御社の株式上場証券取引所の規則により要求される書類において本書に言及し本書の提示を予定していることを弊社は認識しております。

以 上

J.P.モルガン証券会社 東京支店

＜３＞合併当事会社の商法第４０８条ノ２第１項第３号から第６号の貸借対照表および損益計算書

平成12年度（平成13年3月31日 現在）貸借対照表

単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	**158,691**	**保険契約準備金**	**3,071,482**
現金	337	支払備金	336,477
預貯金	158,353	責任準備金	2,735,004
コールローン	**65,500**	**その他負債**	**152,933**
買現先勘定	**9,989**	共同保険借	12,018
買入金銭債権	**1,895**	再保険借	46,950
金銭の信託	**86,932**	外国再保険借	10,818
有価証券	**2,563,451**	借入金	466
国債	88,599	未払法人税等	7,046
地方債	169,898	預り金	7,281
社債	530,948	前受収益	308
株式	1,240,179	未払金	30,721
外国証券	462,519	仮受金	33,613
その他の証券	71,305	借入有価証券	1,878
貸付金	**645,579**	金融派生商品	1,830
保険約款貸付	17,358	**退職給付引当金**	**67,329**
一般貸付	628,221	**賞与引当金**	**9,715**
不動産及び動産	**303,831**	**債権売却損失引当金**	**8,184**
土地	141,392	**価格変動準備金**	**8,600**
建物	138,051	**繰延税金負債**	**14,851**
動産	23,197	**支払承諾**	**10,870**
建設仮勘定	1,189	**負債の部合計**	**3,343,969**
その他資産	**236,855**		
未収保険料	952	（資本の部）	
代理店貸	48,149	**資本金**	**58,421**
外国代理店貸	10,149	**法定準備金**	**41,219**
共同保険貸	9,100	資本準備金	22,319
再保険貸	60,275	利益準備金	18,900
外国再保険貸	7,632	**剰余金**	**235,449**
代理業務貸	0	任意積立金	211,599
未収金	9,267	（株主配当準備金）	（ 38,300 ）
未収収益	11,589	（退職慰労積立金）	（ 1,000 ）
預託金	19,205	（海外投資等損失準備金）	（ 1 ）
地震保険預託金	29,831	（圧縮記帳積立金）	（ 698 ）
仮払金	28,575	（保険契約特別積立金）	（ 73,000 ）
先物取引差金勘定	68	（特別積立金）	（ 98,600 ）
金融派生商品	1,097	当期未処分利益	23,849
その他の資産	958	（当期利益）	（ 15,122 ）
支払承諾見返	**10,870**	**評価差額金**	**387,662**
貸倒引当金	**△16,709**	**資本の部合計**	**722,752**
投資損失引当金	**△164**		
資産の部合計	**4,066,722**	**負債及び資本の部合計**	**4,066,722**

（安田火災海上保険株式会社）

貸 借 対 照 表 の 注 記

注　1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券については、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。

(2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。

(3) 子法人等株式および関連法人等株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。

(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

(5) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。

2. 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
ただし、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。

4. 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
なお、当期から改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（平成１１年１０月２２日　企業会計審議会））を適用しておりますが、これによる経常利益および税引前当期利益への影響は軽微であります。

6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第５５条の２の海外投資等損失準備金を含む)として引き当てております。

また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

7. 投資損失引当金は、資産の自己査定基準および償却･引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する債券について、将来発生する可能性のある償還不能等による損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
また、会計基準変更時差異（30,275百万円）については、当期において当社保有株式による退職給付信託（29,067百万円）を設定し、残額について一括費用処理しており、それらの費用処理額を特別損失に退職給付積立不足償却額として計上しております。
なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。
当期から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成１０年６月１６日　企業会計審議会））を適用したことにより、従来の方法によった場合に比べ、退職給付費用に係る

損害調査費ならびに営業費及び一般管理費が106百万円多く計上され、経常利益は106百万円少なく、税引前当期利益は12,305百万円少なく計上されております。

なお、退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内容

	退職一時金制度	厚生年金基金制度	計
退職給付債務	△69,876 百万円	△135,066 百万円	△204,942 百万円
年金資産	7,855	114,085	121,941
（うち退職給付信託）	(7,855)	(12,211)	(20,066)
未積立退職給付債務	△62,020	△20,980	△83,001
未認識数理計算上の差異	2,640	16,420	19,060
未認識過去勤務債務	－	△3,388	△3,388
貸借対照表計上額の純額	△59,380	△7,948	△67,329
前払年金費用	－	－	－
退職給付引当金	△59,380	△7,948	△67,329

なお、退職給付信託の年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）の額は、退職一時金制度11,293百万円、厚生年金基金制度17,774百万円の合計29,067百万円であり、それらを控除する前の退職給付引当金の額は、退職一時金制度70,673百万円、厚生年金基金制度25,722百万円の合計96,396百万円であります。

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	３．０％
期待運用収益率	
厚生年金基金の年金資産	４．０％
退職給付信託	０．０％
過去勤務債務の額の処理年数	５年
数理計算上の差異の処理年数	１５年

9. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

10. 債権売却損失引当金は、資産の自己査定基準および償却･引当基準に基づき、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付貸付債権に係る担保不動産の価格下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。

11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第１１５条の規定に基づき計上しております。

12. 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、５年間で均等償却を行っております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス･リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

14. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は7,414百万円、延滞債権額は11,558百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第９６条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、３カ月以上延滞債権に該当するものはありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,694百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、

破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は22,668百万円であります。

15. 不動産及び動産の減価償却累計額は197,461百万円、不動産及び動産の圧縮記帳額は14,241百万円であります。

16. １株当たりの当期利益は17円02銭であります。

17. 商法第２９０条第１項第６号に規定する純資産の額は387,492百万円であります。

18. 子会社に対する金銭債権総額は9,555百万円、子会社に対する金銭債務総額は905百万円であります。

19. 貸借対照表に計上した動産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しているものがあります。

20. 子会社株式の額は63,733百万円、子会社出資金の額は48百万円であります。

21. 自己株式(商法第２１０条ノ２第２項第３号に定める場合において同条第１項の規定により取得したものを除く)の額は1百万円、商法第２１０条ノ２第２項第３号に定める場合において同条第１項の規定により取得した自己株式の額は259百万円であります。

22. 担保に供している資産は有価証券38,356百万円であります。これは、借入金466百万円の担保のほか、先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。

23. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が株式と外国証券に合計43,948百万円含まれております。なお、消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来、「貸付有価証券」に計上しておりましたが、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成１１年１月２２日　企業会計審議会））の適用に伴い、当期からその種類ごとに株式および外国証券に計上しております。

24. 当期から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成１１年１月２２日　企業会計審議会））を適用し、有価証券の評価の方法、金銭の信託の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法等を変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税引前当期利益はそれぞれ8,720百万円少なく計上されております。

25. 繰延税金資産の総額は204,523百万円、繰延税金負債の総額は219,375百万円であります。
なお、繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
責任準備金	138,941百万円
退職給付引当金	17,902百万円
財産評価損	11,668百万円
支払備金	9,813百万円
税務上無形固定資産	6,825百万円
その他	19,371百万円
繰延税金資産小計	204,523百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	204,523百万円

繰延税金負債	
評価差額金	△219,002百万円
その他	△373百万円
繰延税金負債小計	△219,375百万円
繰延税金負債の純額	△14,851百万円

26. 当期から金融商品に係る会計基準の適用等に伴う保険業法施行規則の改正により、貸借対照表の様式を改定しておりますが、その主な内容は次のとおりであります。

(1) 従来、「買入金銭債権」に含めていた現先取引を「買現先勘定」として表示しております。

(2) デリバティブ取引に係る評価差額等を「金融派生商品」として表示しております。

(3) 税効果額を控除した後のその他有価証券ならびにこれに準じて処理する金銭の信託および買入金銭債権の評価差額を「評価差額金」として表示しております。

(4) 従来の「退職給与引当金」を「退職給付引当金」として表示しております。

27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成12年度〔平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで〕 損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	**経常収益**	**1,316,194**
	保険引受収益	1,252,619
	正味収入保険料	926,210
	収入積立保険料	200,789
	積立保険料等運用益	47,398
	責任準備金戻入額	77,926
	為替差益	191
	その他保険引受収益	102
	資産運用収益	54,655
	利息及び配当金収入	72,813
	金銭の信託運用益	2,305
	売買目的有価証券運用益	1,735
	有価証券売却益	21,163
	有価証券償還益	168
	金融派生商品収益	3,533
	その他運用収益	334
	積立保険料等運用益振替	△47,398
	その他経常収益	8,919
	経常費用	**1,276,079**
	保険引受費用	1,070,203
	正味支払保険金	492,710
	損害調査費	48,840
	諸手数料及び集金費	164,805
	満期返戻金	335,447
	契約者配当金	853
	支払備金繰入額	27,203
	その他保険引受費用	340
	資産運用費用	23,518
	金銭の信託運用損	3,497
	有価証券売却損	3,739
	有価証券評価損	13,204
	有価証券償還損	139
	為替差損	1,545
	その他運用費用	1,390
	営業費及び一般管理費	180,971
	その他経常費用	1,385
	支払利息	349
	貸倒損失	51
	投資損失引当金繰入額	1
	債権売却損失引当金繰入額	435
	その他の経常費用	547
	経常利益	**40,115**
特別損益の部	**特別利益**	**20,076**
	不動産動産処分益	1,999
	退職給付信託設定益	18,076
	特別損失	**37,667**
	不動産動産処分損	754
	価格変動準備金繰入額	4,201
	不動産等圧縮損	0
	退職給付積立不足償却額	30,275
	その他特別損失	2,436
税引前当期利益		**22,523**
法人税及び住民税		**14,796**
法人税等調整額		**△7,394**
当期利益		**15,122**
前期繰越利益		**8,726**
当期未処分利益		**23,849**

損益計算書の注記

注 1. 子会社との取引による収益総額は6,782百万円、費用総額は32,146百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

	収入保険料	1,103,900 百万円
−)	支払再保険料	177,690 百万円
	正味収入保険料	926,210 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

	支払保険金	653,490 百万円
−)	回収再保険金	160,779 百万円
	正味支払保険金	492,710 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

	支払諸手数料及び集金費	179,154 百万円
−)	出再保険手数料	14,348 百万円
	諸手数料及び集金費	164,805 百万円

(4) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	2,625 百万円
コールローン利息	160 百万円
買現先勘定利息	69 百万円
買入金銭債権利息	58 百万円
有価証券利息・配当金	43,231 百万円
貸付金利息	17,309 百万円
不動産賃貸料	8,155 百万円
その他利息・配当金	1,202 百万円
利息及び配当金収入	72,813 百万円

3. 売買目的有価証券運用益中の売却損益は1,738百万円の益、評価損益は2百万円の損であります。

4. 金銭の信託運用益および金銭の信託運用損中の評価損益の合計額は52百万円の損であります。また、金融派生商品収益中の評価損益は210百万円の損であります。

5. その他特別損失の主なものは、海外子会社の売却に伴う損失2,429百万円であります。

6. 損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに特別損失として計上した退職給付費用は40,289百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	8,845 百万円
利息費用	6,102 百万円
期待運用収益	△4,086 百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	30,275 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	− 百万円
過去勤務債務の費用処理額	△847 百万円
計	40,289 百万円

7. 当期における法定実効税率は36.09%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は32.86%であり、この差異の主な内訳は次のとおりであります。

法定実効税率	36.09 %
(調整)	
受取配当金等の益金不算入額	△11.72 %
交際費等の損金不算入額	5.20 %
住民税均等割等	1.84 %
その他	1.45 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.86 %

8. 当期から金融商品に係る会計基準の適用等に伴う保険業法施行規則の改正により、損益計算書の様式を改定しておりますが、その主な内容は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に準じて処理をした有価証券の信用取引に係る収益および費用を「売買目的有価証券運用益」として表示しております。

(2) 従来、「利息及び配当金収入」、「その他運用収益」および「その他運用費用」に含めていた金銭の信託に係る収益および費用を「金銭の信託運用益」および「金銭の信託運用損」として表示しております。

(3) ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引に係る評価差額等を「金融派生商品収益」として表示しております。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（大成火災海上保険）

平成１２年度（平成１３年３月３１日現在）貸借対照表
大成火災海上保険株式会社

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
[資産の部]		[負債の部]	
現金及び預貯金	7,021	保険契約準備金	334,732
現金	116	支払備金	20,922
預貯金	6,905	責任準備金	313,810
コールローン	11,300	その他負債	20,897
買入金銭債権	1,400	共同保険借	567
金銭の信託	3,128	再保険借	4,093
有価証券	223,642	外国再保険借	1,263
国債	7,489	借入金	867
地方債	3,773	未払法人税等	45
社債	63,485	預り金	472
株式	81,439	前受収益	573
外国証券	50,846	未払金	1,354
その他の証券	16,608	仮受金	1,659
貸付金	88,574	ｺﾏｰｼｬﾙ・ﾍﾟｰﾊﾟｰ	10,000
保険約款貸付	3,250	退職給付引当金	7,156
一般貸付	85,323	賞与引当金	308
不動産及び動産	24,914	債権売却損失引当金	489
土地	10,933	価格変動準備金	1,283
建物	11,492	負債の部　合計	364,867
動産	2,488	[資本の部]	
その他資産	44,132	資本金	10,000
未収保険料	39	法定準備金	7,555
代理店貸	5,948	資本準備金	6,175
共同保険貸	227	利益準備金	1,380
再保険貸	5,250	剰余金	16,605
外国再保険貸	21,429	任意積立金	14,587
未収金	274	(配当引当積立金)	3,194
未収収益	1,577	(役員退職積立金)	622
預託金	1,843	(特別危険準備金)	1,520
地震保険預託金	3,366	(海外投資等損失準備金)	0
仮払金	2,620	(特別準備金)	9,251
金融派生商品	4	当期未処分利益	2,018
その他の資産	1,550	(当期利益)	1,132
繰延税金資産	10,103	評価差額金	12,396
貸倒引当金	△ 2,793	資本の部　合計	46,557
資産の部合計	411,425	負債及び資本の部合計	411,425

（注）

１．有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

（１）満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。

（２）子法人等株式および関連法人等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

（３）その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

（４）その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

２．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．不動産及び動産の減価償却は定率法により行っております。

５．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

６．貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、部支店および審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当を行っております。

７．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、当期に全額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。

８．賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

９．債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値の下落等により将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見積額を計上しております。

１０．価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

１１．消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

１２．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

１３．貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は 3,928 百万円であります。

（１）破綻先債権額は 1,507 百万円、延滞債権額は 2,007 百万円であります。

なお、破綻先債権とは元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

（２）３カ月以上延滞債権額に該当するものはありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

（３）貸付条件緩和債権額は 413 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

１４．不動産及び動産の減価償却累計額は、19,695 百万円、圧縮記帳額は 659 百万円であります。

１５．1 株当たりの当期利益は 14 円 13 銭であります。

１６．商法第 290 条第 1 項第 6 号に規定する純資産の額は、12,399 百万円であります。

１７．子会社に対する金銭債権総額は 40 百万円、金銭債務総額は 97 百万円であります。

１８．貸借対照表に計上した動産のほか、電子計算機、乗用車等の一部についてはリース契約により使用しております。

１９．子会社株式の額は 64 百万円であります。

２０．担保に供している資産は有価証券 2,039 百万円であります。また、担保付き債務は借入金 867 百万円であります。

２１．自己株式（商法第 210 条ノ 2 第 2 項第 3 号に定める場合において同条第 1 項の規定により取得したものを除く）の額は 1 百万円未満であります。

２２．退職給付に関する事項は次のとおりであります。

（１）退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	Δ20,893 百万円
年金資産	11,033 百万円
未積立退職給付債務	Δ 9,860 百万円
未認識数理計算上の差異	2,703 百万円
退職給付引当金	Δ 7,156 百万円

（２）退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	3.0%
期待運用収益率	4.5%
数理計算上の差異の処理年数	12 年
会計基準変更時差異の処理年数	1 年

２３．繰延税金資産の総額は 17,109 百万円、繰延税金負債の総額は 7,006 百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金 11,621 百万円、退職給付引当金 1,991 百万円および有価証券評価損 1,142 百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券並びにこれに準じて処理する買入金銭債権に係る評価差額金 7,006 百万円であります。

２４．当期から保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしましたが、その主な内容は次のとおりであります。
（１）デリバティブ取引に係る評価差額等を「金融派生商品」として表示しております。
（２）従来の「退職給与引当金」を「退職給付引当金」として表示しております。
（３）税効果額を控除した後のその他有価証券並びにこれに準じて処理する買入金銭債権の評価差額を「評価差額金」として表示しております。

２５．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成１２年度〔平成１２年４月　１日から 平成１３年３月３１日まで〕損益計算書

大成火災海上保険株式会社

（単位：百万円）

科目		金額
経常損益の部	経常収益	154,176
	保険引受収益	144,340
	正味収入保険料	88,792
	収入積立保険料	29,784
	積立保険料等運用益	5,340
	支払備金戻入額	448
	責任準備金戻入額	17,998
	為替差益	1,976
	資産運用収益	9,793
	利息及び配当金収入	8,272
	有価証券売却益	6,793
	有価証券償還益	34
	金融派生商品収益	4
	為替差益	16
	その他運用収益	11
	積立保険料等運用益振替	△ 5,340
	その他経常収益	42
	経常費用	148,525
	保険引受費用	123,492
	正味支払保険金	45,581
	損害調査費	6,434
	諸手数料及び集金費	17,793
	満期返戻金	53,572
	契約者配当金	80
	その他保険引受費用	30
	資産運用費用	3,554
	金銭の信託運用損	150
	有価証券売却損	764
	有価証券評価損	2,614
	有価証券償還損	5
	その他運用費用	19
	営業費及び一般管理費	19,044
	その他経常費用	2,433
	支払利息	52
	貸倒引当金繰入額	1,239
	貸倒損失	101
	債権売却損失引当金繰入額	104
	その他の経常費用	934
	経常利益	5,650
特別損益の部	特別利益	522
	不動産動産処分益	522
	特別損失	4,230
	不動産動産処分損	131
	価格変動準備金繰入額	153
	その他特別損失	3,946
税引前当期利益		1,943
法人税及び住民税		997
法人税等調整額		△ 187
当期利益		1,132
前期繰越利益		885
当期未処分利益		2,018

（注）

1．子会社との取引による収益総額は 2 百万円、費用総額は 2,073 百万円であります。

2．（1）正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	106,640百万円
支払再保険料	17,848百万円
差　　引	88,792百万円

（2）正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	60,860百万円
回収再保険金	15,279百万円
差　　引	45,581百万円

（3）諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金	19,866百万円
出再保険手数料	2,073百万円
差　　引	17,793百万円

（4）利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	39百万円
コールローン利息	6百万円
買入金銭債権利息	3百万円
有価証券利息・配当金	5,092百万円
貸付金利息	2,570百万円
不動産賃貸料	324百万円
その他利息・配当金	234百万円
計	8,272百万円

3．金銭の信託運用損中に評価損益はありません。また、金融派生商品収益中の評価損益は 4 百万円の益であります。

4．その他特別損失は、退職給付会計適用による会計基準変更時差異 2,842 百万円、不動産評価損 263 百万円および過年度計上されたソフトウエアの償却額 839 百万円を臨時的な損失として処理したものであります。

5．損害調査費、営業費及び一般管理費並びにその他特別損失に計上した退職給付費用は 3,801 百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

勤務費用	770 百万円
利息費用	687 百万円
期待運用収益	Δ 499 百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	2,842 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	―百万円
計	3,801 百万円

6．当期における法定実効税率は 36.1%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 41.7%であり、この差異の主要な内訳は受取配当金等の益金不算入額Δ9.9%、交際費等の損金不算入額 7.1%、住民税均等割等 5.2%であります。

7．当期から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 10 年 6 月 16 日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、退職給付費用が 1,681 百万円増加し、経常利益は 54 百万円増加し、税引前当期利益は 1,681 百万円減少しております。

８．当期から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 11 年 1 月 22 日））を適用し、有価証券の評価の方法、金銭の信託の評価の方法およびデリバティブ取引の評価の方法を変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益および税引前当期利益は 1,372 百万円減少しております。

９．当期から改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会 平成 11 年 10 月 22 日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益および税引前当期利益は 1 百万円減少しております。

１０．当期から保険業法施行規則の改正により損益計算書の様式を改訂致しましたが、その主な内容は次のとおりであります。

（１）従来、「利息及び配当金収入」、「その他運用収益」および「その他運用費用」に含めていた金銭の信託に係る収益および費用を「金銭の信託運用損」として表示しております。

（２）ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引に係る評価差額等を「金融派生商品収益」として表示しております。

１１．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（日産火災海上保険）

平成１２年度（平成１３年３月３１日現在）貸借対照表

(単位 :百万円)

科　目	金　額	科　目	金　額
(資 産 の 部)		**(負 債 の 部)**	
現金及び預貯金	**26,630**	**保険契約準備金**	**767,692**
現金	363	支払備金	82,383
預貯金	26,266	責任準備金	685,308
コールローン	**61,000**	**転換社債**	**25,000**
買入金銭債権	**5,485**	**その他負債**	**68,322**
有価証券	**689,332**	共同保険借	1,312
国債	68,052	再保険借	12,775
地方債	4,918	外国再保険借	1,401
社債	98,345	未払法人税等	1,087
株式	386,590	預り金	962
外国証券	121,370	前受収益	194
その他の証券	10,055	未払金	4,978
貸付金	**198,647**	仮受金	17,104
保険約款貸付	3,476	コマーシャル・ペーパー	28,000
一般貸付	195,170	繰延ヘッジ利益	505
不動産及び動産	**55,944**	**退職給付引当金**	**34,550**
土地	20,966	**賞与引当金**	**1,120**
建物	28,457	**価格変動準備金**	**5,474**
動産	6,520	**繰延税金負債**	**4,433**
その他資産	**92,004**	**負債の部合計**	**906,592**
未収保険料	372		
代理店貸	19,674	**(資 本 の 部)**	
共同保険貸	822	**資本金**	**21,490**
再保険貸	17,585	**法定準備金**	**18,295**
外国再保険貸	24,136	資本準備金	13,197
未収金	3,246	利益準備金	5,098
未収収益	2,421	**剰余金**	**52,908**
預託金	4,392	任意積立金	44,739
地震保険預託金	8,141	(配当引当積立金)	(5,464)
仮払金	7,322	(退職手当基金)	(626)
金融派生商品	505	(異常損失積立金)	(9,600)
その他の資産	3,382	(海外投資等損失準備金)	(1)
貸倒引当金	**△13,152**	(不動産等圧縮積立金)	(744)
		(別途積立金)	(28,303)
		当期未処分利益	8,169
		(当期利益)	(4,878)
		評価差額金	**116,606**
		資本の部合計	**209,300**
資産の部合計	**1,115,893**	**負債及び資本の部合計**	**1,115,893**

貸借対照表注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

(1) 子法人等株式及び関連法人等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

(2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

(3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法により行っております。

4. 自社利用のソフトウエアの減価償却は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。

5. 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行い、その引当の状況についても検査部が監査しております。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、適用初年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。

8. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

なお、当期に社員給与体系を改定し、翌期からの一部従業員に対する年俸制導入に伴い、該当者については、賞与の支給対象期間を廃止しております。これに伴い、従来の支給対象期間によった場合と比較して、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ792百万円多く計上されております。

9. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は次のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段：スワップ取引

・ヘッジ対象：ヘッジ手段によってキャッシュ・フローを変更することにより、保有勘定の特性に適合させることが見込まれる資産

③ ヘッジ方針

リスク管理並びに資産・負債の総合管理の観点から、スワップ取引の対象となる資産の特性、保有勘定の資金特性や資金コスト等を十分に分析した上で慎重に実施しております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

スワップ取引を実施したことによって発生したキャッシュ・フローについて、事前に確認された目的の妥当性と結果を少なくとも半年に一回検証し、目的との乖離率が一定の範囲内にあることを確認しております。

11. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

13. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は2,379百万円、延滞債権額は7,701百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は1,811百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は11,891百万円であります。

14. 不動産及び動産の減価償却累計額は43,615百万円、圧縮記帳額は4,502百万円であります。

15. 1株当たりの当期利益は18円98銭であります。

16. 商法第290条第1項第6号に規定する純資産の額は116,606百万円であります。

17. 取締役に対する金銭債権は取締役が代表権を有する他の事業会社に対する貸付金であり、その総額は2,213百万円であります。

監査役に対する金銭債権は監査役が代表権を有する他の事業会社に対する貸付金であり、その総額は1,000百万円であります。

18. 子会社に対する金銭債権総額は141百万円、金銭債務総額は189百万円であります。

19. 子会社株式の額は12,191百万円であります。

20. 担保に供している資産は有価証券56百万円であります。

21. 自己株式（商法第210条ノ2第2項第3号に定める場合において同条第1項の規定により取得したものを除く）の額は0百万円であります。

22. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に 10,348 百万円含まれております。なお、消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来「貸付有価証券」に計上しておりましたが、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成 11年 1月 22日））の適用に伴い当期よりその種類ごとに計上しております。

23. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1)退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△67,743 百万円
年金資産	29,884 百万円
未積立退職給付債務	△37,859 百万円
未認識数理計算上の差異	3,309 百万円
退職給付引当金	△34,550 百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	3.0 %
期待運用収益率	3.0 %
数理計算上の差異の処理年数	15 年
会計基準変更時差異の処理年数	1 年

24. 繰延税金資産の総額は 62,281 百万円、繰延税金負債の総額は 66,715 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金 39,192 百万円、退職給付引当金 8,011 百万円及び貸倒引当金 4,039 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券並びにこれに準じて処理する買入金銭債権及び預貯金に係る評価差額金 65,904 百万円であります。

25. 当期から保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしましたが、その主な内容は次のとおりであります。

(1) デリバティブ取引に係る評価差額等を「金融派生商品」として表示しております。

(2) ヘッジ会計が適用されるデリバティブ取引に係る評価差額等を「繰延ヘッジ利益」として表示しております。

(3) 従来、「その他負債」の内訳として表示していた「転換社債」を保険契約準備金の次に表示しております。

(4) 従来の「退職給与引当金」及び企業年金制度の過去勤務債務等に係る未払金は「退職給付引当金」として表示しております。

(5) 税効果額を控除した後のその他有価証券並びにこれに準じて処理する買入金銭債権及び預貯金の評価差額を「評価差額金」として表示しております。

26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（日産火災海上保険）

平成１２年度（平成１２年４月 １日から 平成１３年３月31日まで）損益計算書

(単位 :百万円)

科目		金額
経常損益の部	**経常収益**	**372,826**
	保険引受収益	**348,921**
	正味収入保険料	253,462
	収入積立保険料	53,728
	積立保険料等運用益	10,432
	支払備金戻入額	1,917
	責任準備金戻入額	27,990
	為替差益	1,390
	資産運用収益	**23,514**
	利息及び配当金収入	19,258
	金銭の信託運用益	134
	有価証券売却益	14,476
	有価証券償還益	3
	その他運用収益	74
	積立保険料等運用益振替	△10,432
	その他経常収益	**389**
	経常費用	**353,438**
	保険引受費用	**289,650**
	正味支払保険金	137,955
	損害調査費	14,497
	諸手数料及び集金費	47,790
	満期返戻金	89,161
	契約者配当金	98
	その他保険引受費用	147
	資産運用費用	**8,770**
	金銭の信託運用損	109
	売買目的有価証券運用損	1,702
	有価証券売却損	2,025
	有価証券評価損	4,718
	有価証券償還損	13
	為替差損	104
	その他運用費用	97
	営業費及び一般管理費	**52,098**
	その他経常費用	**2,918**
	支払利息	290
	貸倒引当金繰入額	1,795
	貸倒損失	420
	その他の経常費用	413
	経常利益	**19,388**
特別損益の部	**特別利益**	**1,382**
	不動産動産処分益	1,382
	特別損失	**13,370**
	不動産動産処分損	604
	価格変動準備金繰入額	449
	その他特別損失	12,316
税引前当期利益		**7,400**
法人税及び住民税		**5,019**
法人税等調整額		**△2,497**
当期利益		**4,878**
前期繰越利益		**4,896**
利益による自己株式消却額		**1,605**
当期未処分利益		**8,169**

損益計算書注記

1．　子会社との取引による収益総額は 203 百万円、費用総額は 7,473 百万円であります。

2．　(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	305,731 百万円
支払再保険料	52,268 百万円
差引	253,462 百万円

(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	195,316 百万円
回収再保険金	57,360 百万円
差引	137,955 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	52,425 百万円
出再保険手数料	4,635 百万円
差引	47,790 百万円

(4) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	52 百万円
コールローン利息	66 百万円
買入金銭債権利息	207 百万円
有価証券利息・配当金	12,141 百万円
貸付金利息	5,255 百万円
不動産賃貸料	1,187 百万円
その他利息・配当金	346 百万円
計	19,258 百万円

3．　売買目的有価証券運用損は、全て売却損であります。

4．　金銭の信託運用益及び金銭の信託運用損中には、評価損益はありません。

5．　その他特別損失の主な内訳は、当期から退職給付に係る会計基準を適用したことによる会計基準変更時差異を適用初年度において一括費用処理したことによる臨時的な損失 12,029 百万円及び平成１１年度税制改正における即時償却制度に基づく電子計算機等の特別償却額 189 百万円であります。

6．　損害調査費、営業費及び一般管理費並びにその他特別損失に計上した退職給付費用は 15,402 百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	2,335 百万円
利息費用	1,963 百万円
期待運用収益	△926 百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	12,029 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	－ 百万円
計	15,402 百万円

7．　当期における法定実効税率は 36.11%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 34.08%であり、この差異の主な内訳は受取配当等の益金不算入額△10.42%、交際費等の損金不算入額 4.20%であります。

8．　当期から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成１０年６月１６日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、退職給付費用が 9,773 百万円増加し、経常利益は 93 百万円増加、税引前当期利益は 9,773 百万円減少しております。

9．　当期から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成１１年１月２２日））を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法及びヘッジ会計の方法を変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ 337 百万円減少しております。

10.　当期から改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会　平成１１年１０月２２日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前当期利益に対する影響額は軽微であります。

11.　当期から保険業法施行規則の改正により損益計算書の様式を改訂いたしましたが、その主な内容は次のとおりであります。

(1)　売買目的有価証券に係る全ての収益及び費用を「売買目的有価証券運用損」として表示しております。

(2)　従来、「利息及び配当金収入」、「その他運用収益」及び「その他運用費用」に含めていた金銭の信託に係る収益及び費用を「金銭の信託運用益」及び「金銭の信託運用損」として表示しております。

12.　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

以　上